

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 佐藤誠洋 議員

○田中敏雄 議長 4番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

4番佐藤誠洋議員。

【4番（佐藤誠洋議員）登壇】

○4番（佐藤誠洋議員） 皆さん、おはようございます。

本日のトップバッターであります。5番目ともなりますと先輩議員の皆さんと重なる部分もありますが、私は粗にして野であり、卑でもありますので、大変無礼な質問、言葉になるかもしれませんが、どうぞよろしくご容赦願いまして、ご答弁をお願いいたします。

先日は、県の地域振興局の統廃合計画において、横手市にある平鹿地域振興局が県南の設置となったことは大変に喜ばしく、ますます秋田県のセカンドシティとしての役割が重要になることと思います。これは唯一、秋田県で郡市一体の市町村合併をなし得たことが評価された、すなわち合併効果が発揮されたことであるものと思います。また、五十嵐市長、田中議長が横手市が県南の地理的中心地であるとした論理的な申し入れ効果ゆえの好結果であったと思います。

この「地理的中心地」という言葉は、今後、横手市においても重要決定事項を議論、議決する際に最も論理的で、大局的な見地に立ったキーワードであろうと思います。皆様方の賢明なご判断を期待するものです。地理的中心地、キーワードです。

それでは、通告に従いまして順に質問いたします。

地域自治区、地域協議会について。

地域自治区については、合併協議会の中でも最後まで協議された重要な案件の1つで、なかなか意見がまとまらなかった経緯があります。まずは地域自治区そのものの必要性でありました。どうして必要なのかという素朴な疑問です。地域審議会あるいは地域協議会だけで十分なのではないかというのがその最大の理由でした。

しかし、合併特例法という法令により設置することで、法的に新市の組織の一部として位置づけられ、特別職の区長を市長が選任し、区長に権限を与え、地域協議会などの事務を担当できるとしたことが最

大の設置のメリット、必要性でありました。

また、設置することの目的は、住民がこれまでの地域が急激に寂れるのではないかという不安を取り除くようにするためとか、地域住民の声が届きにくくなるのではないかという懸念を取り払うための設置でした。言いかえれば、住民の意向を反映させる機能、行政と住民、地域団体などが協働して担う地域づくりの場としての機能などを求めたものでした。

こうした地域自治区の枠組みの中で地域協議会は、主に市長などからの諮問に対して自治会やPTAなどからの推薦を受けた人や、公募などによった人たちが審議を行い、答申することで地域要望などが反映されることとなっております。さらには、市長に対して建議、要望することが審議事項となっております。

ざっと振り返りをいたしました。このように地域自治区、地域協議会には、合併しても地域住民の声、意見が新市の施策に反映できる仕組みを整えておりました。ところが合併して2年たちましたが、この仕組みが当初に想定した機能を果たしていないのではないかという疑問を感じます。「合併効果はすぐには出てこないのだから」とのこれまでの答弁はありましたが、市長はこれほどまで住民からの批判を予想しておられましたか。

8月に大森地区で実施したアンケート調査を見ても、合併しても負担ばかりふえて、補助金などの行政サービスは下がる一方だと言われております。私が住んでいる平鹿地区においても、予算的に難しいみたいだからしょうがないとあきらめムードばかりです。地域の人たちが生き生きと暮らす協働のまちづくりの姿は見えてきません。このことは、地域自治区、地域協議会の外枠の仕組みづくりはよくできているが、中身が全く形骸化しており、機能していないからではないでしょうか。

今の地域協議会はほとんど報告ばかりで、今さら意見を述べても何も変わらないということばかりです。これまで諮問されたのは、過疎計画、総合計画、学校統廃合計画であると思います。こうした計画の中で、じゃ具体的に市長が何を最も目指して、住民に合併効果、合併してやっぱりよかったと思えるような政策を強いリーダーシップで示していないからではありませんか。合併協議の際、地域審議会の先進事例では、この仕組みは市長の諮問機関であり、市長の諮問がなければ開かれない。そのためほとんど機能していない事例が多く、横手市では採用しない。特別職の区長を置くと、経費はかかるが地域住民の周辺部がすたれるのではないかという不安解消、周辺部の声を市政に反映できる仕組みとして地域自治区、地域協議会を置き、区長も置くことにしました。しかし、住民から聞こえてくる声は、横手駅前などの中心部の予算が先行し、周辺部には何もありません。そもそも地域局の予算がほとんどなく、区長が区長としての地域住民が要望する行政サービスを行えるほどの権限がない。もともとないというのが適切かもしれませんが、余りにも市長の権限が大き過ぎる。逆に言うと、市長の権限はもともとあるのが当たり前であって、区長の権限というものがあるのかどうかははっきりしていないということが今の状況であると思います。

地域局という横の仕組み、本庁という縦の仕組み、これが2年たった今も機能していないのが現状で

はないですか。区長は民間人を代表して市長と地方公共団体との緊密な連携を図りつつ事務処理を行うこととなっておりますが、今の仕組みでは最終的には本庁予算、決済であり、緊密な連携とは言い難い。かなり荒っぽい言葉ではありますが、ただ判こを間違いなく押したかどうかぐらいではないですか。あるいは苦情処理、あいさつ要員としての役割しか見えてきません。

今の仕組み、予算配分では、地域づくり予算などの財源措置が行われているとはとても言い難い。今年度、思いやり予算のような措置はありましたが、根本的に地域が自主的に生き生きと暮らす協働のまちづくりの仕組みにはなっていないのではないですか。合併協議の際の住民が期待していた区長の姿、地域自治区、地域協議会ではないのではないですか。市長の見解を伺います。

9月議会の木村議員の一般質問に答えて市長は、「分散と集中は永遠のテーマだ」と答えられました。市長はこれまでの地域自治区、地域協議会、区長のあり方、ありようを分析して、来年度予算編成の中でどのようなバランスでこの分散と集中を行おうとしているのか、あわせて伺います。

次に、地域自治区の設置機関について伺いますが、平成22年3月31日までの5年間の設置期間であります。職員数の数がこのまま減ってくる中で、住民の意向を反映させる機能が十分に果たせるのか伺います。

市長は、地域局は地域自治区の設置機関には関係なく、このまま置くとしていますが、効率のよい行政運営を念頭にして、地域局の仕事の分担、住民サービスの充実などから、おのずと地域局の職員数は決まってくるものと思います。各年度別に地域局職員の数をどのくらいにする予定なのか伺います。また、職員数の振り分けはどうか伺います。

各地域局ごとの事務量の規模は異なるのですから、現在のように同一とすることは不合理であり、効率が悪いと思いますがいかがでしょうか。

また、いつまでも激変緩和措置ではないと思いますので、私自身は、果たして地域自治区設置期間を終えた後も地域局として必要か十分議論する必要があると思います。求められる住民サービスは何か、限られた財源、職員数でどのようにして住民サービスへ財源を回せるか、そのために地域局はどうしても必要なのか、重要な政策決定事項であると思いますので、今後議論してまいりたいと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、提案であります。地域の中では最も住民との接点が多い自治活動が多い、主に公民館活動を担当する生涯学習課を教育委員会から地域局に組織し、予算も地域局予算としたらどうかということがあります。

地域局に組織することで地域局と今よりもっと連携できるし、効率もよくなるものと思います。さまざまな自主活動、行事、イベントなどに参加する人たちは、まさに地域の住民です。この人たちにもっと地域局職員がかかわるべきです。限られた財源の中で知恵を絞り、効率よく運営できるためには地域局に組織し、地域局予算とした方がいいのではないかと思います。市長の見解を伺います。

さらには、産業振興課所管の地域のお祭り、イベントなどもすべて地域局予算にしたらどうでしょう

か。旧横手市の社団法人組織の観光協会とは違い、旧町村には豊富な寄附金の裏づけなどはほとんどありません。平鹿中央商工会は、大森地区、大雄地区、山内地区、そして平鹿地区の4つの商工会が合併して設立されましたが、恐らくほとんどの地区が以下のような状況にあると思います。

平鹿地区におきましては、地域の伝統的なお祭り、イベントは、そのほとんどを観光協会と商工会が実行委員会方式をとり、地域活性化、元気づけのために頑張っています。毎年補助金を減額され、本当に窮屈なお祭り、イベントを余儀なくせざるを得ない状況です。補助金のあり方を再検討する必要性はもちろんありますが、この件では補助金を事務費などに充てているわけではなく、伝統的なお祭りを通して地域の文化、伝統を守り、地域活性化、協働の地域づくりに一役買っているわけです。こうした補助金まで本庁からの一律減額の対象となることが今の仕組みの弊害ではないのかと思います。これを地域局予算で、地域局もある程度減額された予算のやりくりの中で、地域のお祭り、イベントをどうするのかということを検討すれば地域活性化に結びつくものと思います。市長の見解を伺います。

次に、イントラネット基盤整備事業はむだな投資となるのではないのかという観点から伺います。

このまま職員数が減じられてくると、先ほども質問いたしましたか、地域局のあり方、必要かどうかまで問われます。本事業は、各地域局や学校、公共施設、住民を大容量の光ファイバーで結び、さまざまなシステムがあるようですが、相談末端システムは本当に機能するのか疑問です。住民が公民館のパソコンに向かい、顔を見ながら話すのか。職員が一々その都度、パソコンの前に座って顔を見ながら話すのか。仮にそうであるのなら、今でも高画質ではないけれども、顔を見ながらの話はできるシステムはあります。

また、学校支援システムにおいてはどのように活用するのか、全くと言っていいほど姿が見えてこない。小学生にパソコンは必要なのかという疑問もあります。便利だけでも、弊害も言われております。学校現場で高額のお金がかかっているパソコンで何を行うために、行いたいから必要だという具体的なことが見えてきません。各小・中学校にそれぞれパソコンが必要なのかという疑問もあります。

合併後の姿として、すべての施設に言えることですが、基幹的な施設を設けて周りからバスなどでの送迎の利便性を考慮することが肝要です。LANシステムの必要性も疑問であります。議会中継システムに至っては傍聴に来ていただきたい。傍聴者をふやすにはどうしたらよいのか。この緊張感、臨場感をぜひ生で味わっていただきたいということが重要であると思います。今でも職員のパソコン、各地域局、一部の図書館などで、映りは悪いがライブ中継がされているのですから、不必要であると思います。

公民館に大きなテレビを設置して、高画質で中継して、議会のないときは一体どのような活用方法があるのでしょうか。ほかにもシステムはありますが、最もむだと感じるものが、情報格差解消のために、Bフレッツ提供エリアではないところに、NTTからの到底使い切れもできない大容量の光ファイバーのレンタルを行政がこの事業で行うことです。業者は利益が見込まれれば、黙っていても必ず参入してきます。民で行えばいいことを官が行うようなものです。国の誘導に振り回されず、横手市の身の丈に合った情報システムの構築こそが肝要であると思います。

こうした情報技術は日進月歩で開発が進み、この事業が多額の費用をかけ過ぎた事業になってしまう、あるいは陳腐化するおそれさえあります。最少の費用で最大の効果を出す。永遠のテーマです。今後の総事業費は20億円を超えると伺っております。補助事業であっても市の財政は圧迫されます。イントラネット基盤整備事業全般に対する市長の見解を伺います。

次に、水道事業計画について。

水道事業計画が策定され、横手市一本の水道事業が始まることになりました。このことは合併協議の中でも、合併後3年以内に料金の統一をすることを申し合わせていたし、また簡易水道を21年度までに上水道に統合しなければ国の補助を受けられないなどのことから策定がされたことと伺っております。合併前にそれぞれの市町村で政策として水道事業を行ってきたわけですから、この計画は十分に住民に説明しなければならないし、理解を得なければなりません。

水道料金については旧市町村でかなりのばらつきがありますが、第1点目として、新しい料金設定に対し、一般会計からの繰り出しはどうか伺います。

地区によっては、住民のほとんどが水道の加入者で、公平な住民サービスであるとして一般会計からの繰り出しを行い、水道料金を下げてきた地区もあります。このような政策的な繰り出しもなくして料金設定をしたのか伺います。

市民が平等性・公平性を納得した上でないと、せっかく滞納額が減ってきたのに、また意識が低下するおそれがあります。ご答弁をお願いします。

第2点目として、10月に水道だよりを発行し、市報にも掲載し、水道料金が統一になると広報しましたが、市民に対して説明が行き届いていないのではないかと思います。説明会も各地域局ごとに行ったようですが、説明会の回数、出席者の数をお知らせください。あわせて、今後の説明会をどのように進め、市民にどのように周知させていくのかをお知らせください。

第3点目として、地域協議会に意見を聞いたのかを伺います。また、その意見の内容もあわせて伺います。

地域協議会の権限として、協議で定める施策に関する重要事項のうち、区域に係るものの決定、変更について、市長はあらかじめその意見を聞かなければならないとしてありますが、この水道事業計画の料金統一は重要事項の決定・変更にあたると思いますが、いかがでしょうか。

次に、水道料金業務の包括委託について、またその時期、取り組みの進捗について伺います。

全国的には民間に委託していることの方が多く、東北地方は取り組みがおこなわれていると言われております。東北では米沢市、北上市が取り組みを始めましたが、民間に業務委託することにより、行政サービスが上がった、収納率も上がったとして、どこの自治体も検討していることです。

横手市では、水道業務課が地域維持課と連携して収納率をよくし、市長表彰を受けましたが、民間にはさらに収納率を上げる高度なノウハウが蓄積されております。横手市の水道料金包括委託について市長の見解を伺います。

次に、水田農業構造改革対策について伺います。

米政策改革推進対策、これに伴う産地づくり交付金について伺います。

平成16年度からスタートしたこの米政策改革推進対策は、18年度までをもって第1ステージが終了し、今年度から第2ステージ、新たな米対策がスタートしました。現在、本年度産米の米価の大暴落を受けて、国、関係機関で来年度の実効性ある米需給調整を行おうとしております。減反に協力した人には厚く、非協力的な人には手薄にということのようですが、来年度、国は県ごとの実績を踏まえて生産割り当てを行おうとしていることから、大潟村などを抱える本県にとりましては大変厳しい条件をたたきつけられました。

来年度の横手市の水田農業構造対策は、あきたこまち一辺倒の米づくりから、売れる米づくりへの転換並びにいかに米からの脱却、すなわち大豆、ソバ、雑穀、発酵粗飼料稲など、あるいは新たなこの地に適した作物の面積拡大、そしてこれらの作物から米以上の収入を得られるようにしていくことが求められます。このような政策は、何も今始まったわけではなく、消費者に求められるものをつくる、売れるものをつくる、減反で米以上の収入を得ようとする政策はずっと前からありました。

旧市町村単位で、それぞれの政策で水田農業推進協議会をつくり、的確に農家を誘導してきました。産地づくり交付金の単価の魅力は実効ある減反政策を的確に担ってきました。さらに、今年度より、将来の担い手づくりを育てるために集落営農を国は進め、横手市も政策誘導いたしました。本年5月11日現在の集落営農組織は66組織でありました。これは当局の目標55に対して、もう既にこの時点でオーバーしております。最終的には、認定農家557戸、集落営農組織73団体で、当局の目標を大幅に上回る実績でありました。当初より農家の方々がお互いに努力して、自分たちの地域の将来を見据え、新たな政策に取り組んだ実績です。

先日は、樽見内営農組合が東北農政局土地改良事業地区営農推進功労賞を受賞されました。これは、この組合が地域の担い手として地域と一体となった集落営農を実践し、また組合構成員が地域で結をコンセプトに実践活動していることが評価されたことによることとです。東北では、この組合のみの受賞で、大変誇らしいことであるし、今後も集落営農実践のリーダーとして頑張っていただきたいものと思っております。

このように、横手市におきましては全国でも誇れる、県内では最も集落営農が進み、また減反政策も実効あるものになっております。にもかかわらず、今農家に示そうとしている今年度の産地づくり交付金の単価は、春先に農家に示した単価から大幅に引き下げとなっております。確かに助成単価は19年度の生産調整実績により変更となる場合もあるとのことですが、余りに大きな引き下げ単価であり、農家への影響、特に集落営農組織への影響は大きいものと思います。

当局は、一体どのようにこの国からの交付金8億5,400万をはじき出したのか。なぜこれほどの需要額9億3,200万との差額7,800万円が出てしまったのか伺います。

これまでの旧市町村が1つになったことで、見積もり誤り、あるいは見込みを甘く見たのではないで

すか。近隣市町村の状況はいかがですか。ほとんどが内輪で間に合っているのではないですか。横手市だけがこのような状況になっているのではないですか。せっかくの政策誘導が農家の期待から外れてとんざしてしまったら、来年度への影響がはかり知れません。今年度の需要額オーバー分7,800万円について市の対応を伺います。

また、この国からの交付金は3年間固定であると伺っています。来年度は、今現在でさらに10組織が集落営農に参加する予定と伺っております。このままでは、さらに助成単価が下がるのではないかと伺います。国・県などへ要望して単価を維持すべきではないかと思いますが、当局の対応を伺います。

ことは各地で自然災害が発生し、本県では県北地区において豪雨災害などがあつた中、横手市は豊作に恵まれました。しかし、米価の大暴落で農家の手取りは少なく、経営は逼迫しております。市は単独補助金を当初で6,300万円予算しましたが、ハードルが高く、対象者が少ない状況にあると思います。総合的に勘案して柔軟な対応が必要なのではないかと伺いますが、いかがでしょうか。

終わりとして、このようなときにこそ、すなわち頑張っている農家、やる気のある農家、組織を横手市として応援する姿勢、バックアップする姿勢を示すべきであろうと思います。市長がいつもおっしゃる農家を元気づけるのが今ではないのかと思います。このようなときにこそ市長の政策枠があるのではないですか。

終わります。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員が冒頭に申されました言葉を久しぶりに聞きまして、私、名古屋尾張に友達がいて、その人間は織田信長の大変な信奉者でありまして、織田信長は粗にして野であるが、卑ではないと言ったことを思い出しまして、佐藤議員はまさに卑でないなど。信長級かなというふうに思って、今話を伺った次第でございます。

なかなか十分な答弁ができるかどうか自信はないところでありますけれども、ご答弁申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、地域自治区、地域協議会についてでございますが、広域合併によります住民の不安の解消というものを図るためにこういう地域自治区をつくと、協議会をつくと。これは合併協議の中でいろいろ、それこそすったもんだがあつて、ここにおられる皆さんは、すべて裏も表もご承知の方でありますので、相当不協和音があつた中でこれは決まった話であります。区長がいるからどうかこうではなくて、地域が主体的にまちづくりできるような、そういう機能を持たなければいけないということが出発点でありました。その中で区長を選任することがベターであるというようなことが大勢を占めまして、地域協議会と地域自治区というのはセットで動いてきたところでございます。

ご指摘にもあるとおり、地域協議会あるいは区長においても、この2年間というのはまさに先行的な事例が、なかなかうまくいっている事例というのはそうない中でありますので、まさに試行錯誤、そう

いう意味では、なかなかその成果というものをお見せできない中での2年間であったなというふうに思っています。その間にあって、8人の区長には、そのほごまで大変ご難儀かけたなという思いでいっぱいでございます。それぞれの地域協議会の取り組みについても主導していただきまして、例えばこの2年間でも7回から12回の開催を、それぞれの地域協議会によって回数は違うわけでありましてけれども開いていただきました。

ご指摘のとおり、基本的な地域協議会の任務というのは、私が諮問したことに対する考えを聞くということですが、事あるごとに申し上げているのは、地域の課題あるいは地域のまちづくりについては積極的にお考えを提言していただきたいということは申し上げております。これについては、そういう声が私のところに上がってくるところと上がってこないところがあるわけでありましてけれども、基本的にはそのようにお願いしているところであります。

なれない中での協議会運営に、会長さん方もやはり難儀されたし、また協議会の委員15名の方々もそれぞれ初体験でありますので、相当難儀したろうというふうに思っています。また、それをある意味ではリードする区長においても戸惑いはあったろうと思います。そういう意味では、万事が発展途上だったなというふうに思っていますので、これからの2年においては、新たに区長を選任する中で、地域協議会の委員のメンバー改選も1月末までの任期でありますので、そういう中で、今議員からご指摘受けたことも踏まえて、より充実した地域協議会運営、あるいは地域自治区の運営ができるような工夫をしていかなければならないというふうに思っている次第でございます。

地域局の職員等々、これについてであります。確かにご指摘のとおり、あるいは私が地域局の幹部経営会議で申し上げていますが、大体、地域局の幹部経営会議に出てくるメンバーは自治区長、次長、課長であります。年齢からいっても、あと、短い人で四、五年で退職の方がほとんどでありますので、「あんたたちはいい、あんたたちが退職した後、ここをどうするか真剣に考えて置き土産していかないといけないんじゃないか」ということを申し上げていました。「自分の代では多分激変がないんだろうと思って安心したら大間違いだぞ、何もしない、無為無策で退職したと言われたくないだろう」と、こういうことをちょっとひどい言葉で申し上げた例がございます。みずからの問題として、地域局の幹部は、この地域局の仕事がどうあるべきかということは真剣に考えて、自分の意見を言えと。そのための提案は少しずつしているわけですよ。ところが特定の地域局だけがこんな仕事のやり方で、こっちがこうだというのはよくないと。やはり地域局のサービスを受ける方は必ずしもその地域に住む人だけではない。広域的に、この横手市全体の中で動いている方、窓口サービスを受ける方もたくさんいるのだから、そういう意識を持つべきではないかということをお願いしています。

そういう中で、職員の意識、眼を2つ持っているという話を申し上げますけれども、1万の地域であれば、1万の地域と10万の新市の中の1つだという意識と目は2つ持つべきだということをお願いしながら、それで取り組まなければ仕事は間違うということをお願いしていますので、そういう中で地域局が、名称はどうあれ、市域の住民の一義的なサービスをする組織としてどうあればいいのか、これから

の時代どうあればいいのかということは一生涯懸命議論しようと。我々も本庁の中で検討させるけれども、あなたたちも議論しなければいけないということを申し上げています。そういう中で、職員はどうだとか、権限はどうなのかということが決まってくるのかなと。区長においても同じだというふうに思います。

基本的に今進めているのは、地域局が所管する事務事業の中で、本庁業務にダイレクトにつながる部分と地域局固有の業務があります。議員ご指摘のように、地域の伝承、祭り、イベントも含めてであります。この仕分けを今しております。この仕分けをする中で、本庁業務の管轄に属する部分についてはもっと効率的・効果的でなければいけない、指揮命令系統はもっとシンプルにしなければいけないということを申し上げています。それはやると。ただし、その地域固有の事務事業については、これは区長に最高のリーダーシップを振るってもらいながら、地域局が所管するんだと。それについての予算の問題は、これからの整理の仕方をしなければいけないと思います。どのような予算づけをするかということは、しかし、固有の業務については区長を初めとして地域局の職員にうんと頑張ってもらわなきゃならないと思っています。そういう意味では、生涯学習課を地域局に組織したらという提案については、そういう名称のセクションがいいかどうかは別にいたしまして、そういう考え方は私どもも同じだというふうに思っております。そういう組織のあり方をやはり検討しなければならない。

例えて申し上げますと、こういう事例がございます。どことは申し上げませんが、ある地域局関連の話でありますけれども、そこのある有力な、非常に地方自治業務に精通した方から提案をいただきました。前にも申し上げたかもしれませんが、地域局の機能はもっと小さくていいと。むしろ公民館活動の中に職員をしっかりと——複数という意味でありますけれども——配置しながら、そこを軸にして地域の住民に対するサービスを提供する仕組みの方がはるかにいいだろうと。私が申し上げている分散と集中の中で、そこまで分散するやり方もあるのかと。それは昭和の合併前の旧村単位であります。だから、これも一つのやり方であろうかなというふうに思って、果たしてそれでうまくいくかという心配もあるわけありますので、内部的な検討はしっかりしなければいけないだろうというふうに思っている次第でございます。

3番目に、地域のイントラネットについてのご質問ございました。

これについては、議員から余り役に立たないだろうというようなご指摘でございますけれども、やはりこれからの、今申し上げたことも含めた中で、分散と集中というふうな中で住民サービス、やはりどうしても本庁がどこに立地するにせよ、そこまで最低でも30分だとか1時間だとかかかる地域の方々がたくさんいるわけあります。そういう方々が8つの地域という、言ってみればランチの中にまでは行けると。そこで本庁のさまざまな仕事を紹介するときに、おこたえできる仕組みは地域局にはなかなかない、そういうときに、1つの手法としてテレビ電話とかというのはあるわけありますけれども、そういうサービスをするときに、やはり情報機器というのは使わざるを得ないのではないかと。どのように使い切るかということは確かに課題としてあると思います。しかし、我々は、そういう制度を利用

しながら、そういう中でサービスをしていくという基本線を、これも合併協議の中で方向性を決めたことでもありますし、また大方の住民の理解も得ているわけでもありますので、何とかそういう方向で使い切らせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

大きな2点目ではありますが、水道事業計画についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、各地域から選出いただきました委員によります水道事業運営協議会等々でご審議いただきました。その後、「水道だより」を全戸に配布いたしましたし、各地域に出向いて説明会、出前トーク、集落座談会などを延べ20回ほど実施したところでございます。統一による影響は、それぞれの地域において少なからずあるわけでございますが、特に影響が大きいと思われまます山内地域、雄物川地域などでは多くの方々の出席をいただきまして、その水道の水の質の問題だとか、そういうことも踏まえた、料金の問題だけではない、そういう観点からのご意見も伺ったところでありますが、ただ、ご指摘にもあるとおり、残念ながら説明会への参加者は非常に少なかったところでございます。雄物川が二けたの参加者であります、あとはほとんど一けたと。これは地域説明会ではありますが。そういうところで、大変少ないのは事実でございます。少ないのはなぜかという問題も反省しなきゃいけないんですが、地域協議会への諮問事項というふうにはとらえておりませんが、地域協議会の皆さんへの説明というものももっとすべきであるというふうなことの反省もいたしております。そういう意味では、もっともっと説明をしながら、多くの皆さんにご理解をいただけるような形で、水道事業の統一の必要性、良質な水の安定的な供給ということの重要性、全市的な観点から取り組んでいるということの重要性・必要性についても粘り強く理解を賜うよう努力してまいりたいというふうに思います。

そういうふうな中で、過日、水道事業計画について、その将来の見通しについてのご説明を申し上げましたけれども、大変な経営が予測されるわけでございます。そういう中であって、安定的に供給するという観点からも、こういう統一を何段階かに分けてあるわけでもありますけれども、お願いせざるを得ないだろうと思っている次第でございます。そういう粘り強くやる中で、これがいかに最大限の平等であるとか、公平だとかということに力点を置いたものであるということをご理解賜りたいというふうに思います。

この項の3番目に、水道業務の包括委託、アウトソーシング等々についてのお尋ねがございました。これも、例えば休日窓口対応等々さまざま民間ならではの対応ができるというふうに伺っております。職員数が今後減少する中で、それに向けての対応というのは当然考えなければならない。積極的に取り組んでまいらなければならない事項だと思っております。これについては、現在さまざまなデータ資料を集めながら検討を重ねているところでございます。

最後の3番目でございますが、水田農業構造改革対策についてでございますが、これにつきましては、正直なところこれほどの差額が出るとは思いませんでした。いろんな理由が考えられるところでございますが、ご指摘にもあったとおり、思った以上に集落営農組織が前倒しでできたということによります取り組みが、非常に我々の想定を超えていたということで、量的にふえたということでございます。読

み切れなかった反省はしなければいけないかなと思っているところでございます。

なお、ちなみにすべての県内市町村を確認したわけではございませんが、お隣の大仙市においては2億数千万の差額が出たというふうにも伺っております。恐らく大仙市でも相当な前向きな取り組みが出た中で、こういう誤差が出たのかなど。大変な誤差だなというように思った次第でございます。私どもにおいても7,800万、少なくない誤差でございます。これについて市として、今の市の財政の中で、あるいは議員ご指摘のように、地域の農業環境の中で何ができるかということは今検討を指示しているところでございます。いま少し時間をいただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

いずれこのようなことの反省を踏まえて、来年度以降についても、やはり我々もより慎重な運営と申しますか、あるいは国・県等に対する要望も含めてでありますけれども、しっかりしていかなければならないというふうに思っている次第でございます。声を大にしてまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 今、議員の方からイントラネットに関連して、小学生に必要であるのか、現場で何を行いたいかなどご質問がございましたので、お答え申し上げます。

急速な情報技術の進展に伴いまして、瞬時に世界の情報が手に入る。小学生でも簡単に情報の発信、交流をすることができるようになりました。小学生であってもこのような情報社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成を図ることは急務のことと思います。

各学校で、現在カリキュラムには若干の差はございますけれども、操作技能習得のための授業だけでなく、コンピュータを学習の道具として活用する能力の育成を目指しております。子供が大人になったとき必要最低限のコンピュータ活用能力を身につけさせるため、発達段階に応じ早い時期から触れさせることが効果的であると考えています。

また小学校では、主に総合的な学習の時間を中心に、社会、理科などの調べ学習のためにコンピュータが使われています。また、調べたものをレポートにしたり、プレゼンテーションをしたりするのにも利用されています。しかし、コンピュータを用いることは学習の手段の一つであるため、毎日利用するというわけではございません。学級数の多い学校では、時期によっては学級間で調整が必要となるほど利用されている、そういったところが現状でございます。

今回のイントラネットの整備によりまして、わかる授業、魅力ある授業の展開が大いに期待でき、子供たちの思考力、表現力の育成に効果があると大いなる期待が現場にもございます。そういった意味で、従来どおりのコンピュータを利用した授業に加えて、このイントラネットという特性を生かした学習、または教材利用をさらに推進していく中で、子供たちの思考力、表現力の向上に結びつけたいというふうに考えています。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 近隣市町村の産地づくり交付金の状況はどうかというご質問がありました。お

答えいたします。

湯沢市ですけれども、これはいずれも12月初旬の状況です。12月支払い部分の段階では単価調整はないだろうと。ただし、3月の決算については幾らか調整の可能性はあるんじゃないかなという話でした。美郷町でも、12月支払い分については単価の調整は今のところはないということです。羽後町におきましては、現在取りまとめ中というところでした。なお、大仙市ですけれども、先ほど市長から2億8,600万の不足が生じたと言われましたけれども、これは18年度の実績です。やはり大仙市も協議会を一本化しまして、18年度は大分苦戦したようであります。結果、2億8,600万の不足を生じまして、特に団地集積加算につきましては、当初4万円の設定でしたけれども、6,000円減額して、3万4,000円の交付となっております。これにつきましては、一切一般会計からの持ち出しはないということでありませぬ。

今年度の大仙市の状況ですけれども、やはり単価の調整が出ているようであります。最小で200円、最大1,000円の単価調整が必要であると、そういう状況であります。

以上であります。

○田中敏雄 議長 4番佐藤誠洋議員。

○4番（佐藤誠洋議員） まず、1番の地域自治区、地域協議会につきましては、今、市長から言われました地域局という横の連携と本庁からの縦の連携、その業務の仕分け、それに伴う予算をどうするのか、これを20年度からきちっと行えるように我々も注目したいと思っておりますので、どうかその点を、この2年間の反省を踏まえて頑張ってくださいと思っています。

2番の水道事業につきましては、市長の方から、この料金統一に向けては地域協議会の諮問案件ではないというふうにおっしゃられましたけれども、料金統一とかに関しては重要事項で、私は諮問案件だと思うんですけれども、なぜ市長はこういったことが諮問案件ではないというふうに判断されたのかお尋ねします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 地域自治区の設置に関する協議というのがございまして、要するに、内容は条例ですね。その中の第10条に審議事項について規定してあります。審議事項について、地域協議会は、地方自治法第202条の7第1項の規定により——これは自治法の中で3項目、地域協議会の権限を決めておりまして、それ以外は条例で定める部分という規定がされてあります。——その条例で定める部分について協議で定めているということでありまして、市長、その他市の機関より諮問されたもの、または必要と認めるものについて審議し、市長、その他市の機関に意見を述べるができるというのがありまして、その中に重要事項とはというふうに書いてありまして、新市建設計画に関する事項、新市の基本構想に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項、地域づくり予算の協議及び執行に関する事項、その他地域住民の主体的なまちづくりを実践するために必要な事項を審議するものとするというふうの規定されてあります。

あと、諮問事項については、市長が諮問した場合、あるいは市の機関が諮問することによって諮問事項になるということになりますので、そういうことから今回は、例えば料金等にかかなりの差があります。恐らく安いところに行けば、上げるのはだめだという話になるのは見え見えですし、そういうことから、今回は水道事業経営協議会の方に各地域からいろいろ出いただきました委員の中で協議をし、方向を決めて、そして議会全員協議会に説明し、そういう中で方向を決めていったということですので、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 4番佐藤誠洋議員。

○4番（佐藤誠洋議員） そういうことはそれでそうなのかもしれませんが、そうしますと、今、市長の方から住民説明会なりの出席者が非常に少なかったということで、今後これから周知徹底するわけでしょうけれども、今議会に私どもに料金の改正案が提案されているわけですが、私たちからすると、住民に本当に料金が6月から統一になりますよということが周知徹底されているのかどうか非常に不安です。そういう中で、なぜこれ6月に料金統一をしなければならないということで、それからもって行って今の提案だと思えますけれども、住民に理解が進んでいない中でこういうことをするのは無謀な提案のようにも思えますけれども、その点はどうしてなのかということが1つ。

あと、水田農業構造改革対策につきましては、補助金を出すということが目標ではなくて、市長が横手市として頑張る農家を応援する姿勢を示すべきだと。そのための具体的なやり方として補助金を出すということであり、私が言いたいのは、そういう中で、3月になりますとさまざまな、恐らく市長枠とか、農業の枠とかに不用額とかいうものが、これは政策枠が不用額というのは非常に格好悪いものと思いますので、ぜひそういうことがないように、積極的な活用をお願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 十分な住民説明が結果として不足しているということについては、全くそうだなと思っています。先ほど申し上げたとおり、説明会の参加者数が一けた台のところが大半だったということがそれでございます、そういう意味で、私どものこの周知に対する取り組み方が少し不足であったというふうに思います。説明会の参加者がそれだけ少なかったら、しかるべき次の手だてをどうするかとか、そういう次なるアクションが不足だったということは反省しなければいけないと思っております。確かに今議会に提案しているわけでありまして、この後の説明についてももっともっと全力を傾けて、理解をいただけるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、頑張る農家の応援については、今、議員からご指摘いただいたような点も踏まえながらの検討を指示しているところでございますので、よろしく願いいたします。

◇ 柿崎孝一 議員

○田中敏雄 議長 28番柿崎孝一議員に発言を許可いたします。

28番柿崎孝一議員。

【28番（柿崎孝一議員）登壇】

○28番（柿崎孝一議員） 28番、さきがけの柿崎孝一でございます。よろしくお願ひいたします。

昨日、テレビで「あきたふるさとCM大賞」を見られた方も多かったと思いますが、横手市から出場された皆様、そして制作に当たった関係者の皆様には心からのねぎらいと、はえある榮譽を獲得したことに対して、まず賛辞を送りたいと思います。それぞれの出場チームを見ると、やはりいずれも力作であります。ふるさとに対する思いは変わらぬものと感じております。このような気持ちを市、そして市民が持っている限り、この市全体が再び希望を失うことなく前進できるものと思いますので、市としてもこのような若い力をぜひとも活用しながら応援することを要望するものであります。

では、早速、質問に移りたいと思いますが、言葉足らずな質問でありますけれども、その真意をお酌み取りの上、丁寧な答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、第1番目、バイオマス関係の質問ですけれども、この質問は前回含めて3回ほど行われておりますので、議会においても関心の高い分野だと考えております。

今回でき上がったバイオタウン構想を見る限りにおいて、今後の取り組みや当市の環境に果たす役割、そして産業としての未来に大きな期待を持っているわけではありますが、そのフロー全体図を見てみると、その構想、そして行き着く先は余りにも壮大で、果たしてどの程度実現可能なのか、事業規模は横手市の財政に大きな負担とならないか、懸念する材料も多々ありますので、何点か質問させていただきます。

横手市のバイオタウン構想は、横手市戦略ビジョンを国のバイオマス日本総合戦略と連携させ、平成15年度に新エネルギー事業の検討を始め、16年度にバイオマス活用産業戦略調査事業を開始して以来の一連の流れと理解しているところであります。

バイオマスという言葉は何度も出てきておりますので、今さら説明することはないと思いますが、地球温暖化防止を初め、循環型社会の形成、農山村の活性化、戦略的産業の育成など、その果たす役割は幅広いものがあると同時に、近年の石油をめぐるエネルギー環境の変化で急激に脚光を浴び、国でもバイオマスには力を入れている分野でもあります。

11月26日現在、バイオタウン構想を策定した市町村は全国で104自治体あり、秋田県では横手市と小坂町の2つであります。その構想自体は同じ方向ですので、いろいろ協力して推進できるものではないかと思ひますし、構想の段階ということもあり、地域の実態に即した計画はこれからではないかと思ひております。

そこで、1つ目の質問です。横手市では地域のバイオマス利活用方法として、1つに家庭、事業所から出る生ごみや家畜排せつ物などの廃棄物系バイオマスでのバイオガス生成、そして2つ目に未利用バイオマスとしての木質系に由来するものでのガス化発電、稲わら、もみ殻でのポリ乳酸、エタノール生産、そして野菜残渣を使った機能性食品の開発、集落排水、浄化槽汚泥の堆肥化、バイオガス化など掲げております。それぞれどのくらいの規模でどの程度の地域をカバーしていくのか、そういう構想をひとつお聞かせいただきたいと思ひますし、地域への説明、合意形成などどのように具現化していくのか

をあわせてお願いいたします。

また、相当の事業規模と思いますが、国の支援はどのようなものを想定して、どの程度市の負担を軽減できるのかをあわせてお願いしたいと思います。

次に、ごみ焼却施設との関係についてです。

ごみ焼却施設に関しては、3つの小規模焼却施設の非効率さや老朽化から、市総合計画の中で、20年度まで用地取得し、24年、工事開始、27年、供用開始とされております。バイオタウン構想の中にも、生ごみなどを使ったバイオガス化構想があります。バイオガス構想は長期にわたるものと思いますが、この2つの事業をどうリンクさせていくのか、用地選定を含め、見直しはあるのかについてお伺いいたします。

3番目です。取り組み工程を見てみますと、おおむね20、21年度は情報収集の期間、22年度から利活用を実証しながらプラント設置、事業化検討とあります。技術の開発は急激に進行する中、ごみ焼却場、そして終末処理の対策など待ったなしの対応を迫られている中で、その装置、規模に、途中の決断で方向性に取り違いがないのか心配であります。多種多様な機種があると思いますが、規模、設備、仕様など国・県、研究所、メーカーなどの指導はどの段階でどの程度あるのかをお尋ねいたします。

この項の4番目ですけれども、畜産業の皆さんも厳しい規制の中で精いっぱい努力をしていることに敬意を表するわけですが、いまだに悪臭に対する苦情が絶えないのが実態であります。このような畜舎として、堆肥センターの悪臭対策にはどの程度寄与できるのか。また、終末処理場、し尿処理場などの場合はどうなのかをあわせてお伺いいたします。

大きな2番に移ります。

この問題については前回はされておりますが、教育長、部長の答弁には、「一義的な指導は家庭でなされるべき、学校では学級指導の中で行っている。機会を見て話題にはするが、それ以上は無理だ」という内容だったと思いますが、どうだったでしょうか。ご存じの割にはインターネットに関する犯罪に対して危機感が足りないのではないかと思うわけであります。

全国的には、小学校で25%、中学校では50%の所持となっておりますが、最新のデータであります。地方と呼ばれる県の最新資料を見てみますと、小・中生12万人を対象にことし9月に調べたデータがあります。そのデータによりますと、パソコンがあると答えた小学高学年児童は5割、中学校では6割、その大抵がインターネットやメールを使用しているものの、フィルタリング設定をしているのが10%以下だったそうです。

また、自分用の携帯を持っているのが、小学6年生で12%、中学3年では31%、このうちフィルタリングをしていたのが、小6で13%、中3では23%でした。秋田県や横手市の実態はよくわかりませんが、大体このようなものではないかと推測しております。

先般、横手市において県南高校PTAの交流大会が開催されました、その際の分科会でも高校生の携帯電話について話し合わせ、フィルタリングの徹底化や情報の共有化の必要性が話されましたが、フィ

ルタリング設定の少なさと同時に、親自体フィルタリング自体を知らない、方法を知らないといった実態も明らかになっております。

また、最近の問題の1つにプロフと呼ばれる自己紹介サイトがあります。自分の個人情報を簡単に公表してしまい、これから被害に巻き込まれる事案が急激に増加しております。チャットで同じ年代の人とネットフレンドと思ってメール交換していたら、とんでもない大人だったとか、友人でも、スパムメール対策を悪用して逆に送信元をわからなくして悪意ある言葉を送ったりと、至るところに犯罪やいじめが存在しております。インターネットの使い方には詳しくとも、危険には驚くほど無防備で、他人に与えるダメージにもむとんちゃくであります。技術にたけていても、モラル、マナーといった精神的なものは追いついておりません。一方、保護者とはいうと、精神的なものは十分でも、技術的なもの、ネットを取り巻く環境の変化には驚くほど疎い状況であります。

フィルタリングに関しては、昨年11月、NTTドコモとKDDI、ソフトバンクモバイルの携帯電話事業者3社は総務省の要請を受けて、フィルタリングの利用促進を打ち出しましたし、政府はフィルタリング普及の啓蒙活動を行うように自治体、教育委員会に依頼したのはご案内のとおりであります。しかしながら、それから1年余りたった今でも、中学生の2割しかフィルタリングをしていない状況であります。

前回、部長のお話であったように、所有の実態もつかみ切れていないのが実情であります。インターネット、携帯は車と同じで生活に欠かせない道具ですが、使い方を間違えると自分も他人も傷つけることになるのであります。危険性を強調するだけでなく、上手な使いこなし、リテラシーをいかに身につけさせるかが大事ではないでしょうか。

そこで、いま一度お尋ねいたしますが、まず、児童・生徒の所有状況、使用状態はどの程度把握しているのかをお願いいたします。

そして、ネット、携帯にかかわるトラブルは日々新種のもので報告されておりますが、どのようなトラブルが存在していると認識しておりますか。また、当市においてはいかなるトラブルがあったか、事例があったらご紹介をお願いいたします。

そのトラブルに関してどのような回避の指導が実際行われているのかをあわせて伺います。

また、学校での指導の主な指導となると教員であります。この教員に対してはどのような機会が与えられ、どのように指導しているのかをお伺いいたします。

教育長は、「一義的には保護者の責任」と述べておりますが、保護者は、ネット、携帯にかかわる社会問題、犯罪をどの程度理解していると認識しておりますか、これもその考えをお聞かせ願いたいと思います。

このようないろいろな最近の事情を見て、指導は今までどおりなのか、そして今後、次年度以降ですけれども、何かしら保護者への対策もあるのかをお聞きしたいと思います。

いろいろな資料を調べてみますと、文部科学省、警察庁もかなり真剣に対策をしてくれていますが、

それが県教育委員会、県警のレベルになるとちょっとトーンダウンしております。全国に比べれば被害、事件は少ないかもしれませんが、危険性はどこも同じなのであります。県教育委員、県警との協力体制はどこまで整っているのか。また、こちらからの要望や働きかけはしているのかもお願いいたします。

この項最後の質問ですけれども、フィルタリングは有効な対処法ですが、さきに述べたように、事業者はフィルタリングの利用に動き出しましたが、実際、窓口に当たる販売会社が余り積極的ではありません。市として積極的に働きかけをするべきだと思いますが、その所見をお伺いいたします。

3番目の質問であります。

横手市では、中心市街地整備活性化法に基づき、平成11年に活性化計画を作成し、JR横手駅を起点とする東側の商業用途地域、南側の横手工業高校付近の第2種住宅、準工業用途地域、駅西の三枚橋地区の活性化を推進してきました。平成14年には市街地活性化対策室を新設し、中心市街地活性化推進体制を整えてきました。精力的な行動には、周辺部に住む我々には大変うらやましく思えたものでした。合併後は、全市にわたり総合計画と地域再生計画に基づき、IT、アグリビジネス、ものづくり支援による雇用創出を図っております。その地域再生計画は20年度で終了いたします。その再生計画の中では3つの産業に重点を置き、それら独自に産業振興を図るとともに、産業間の連携による波及効果も期待しながら、雇用の拡大を目指すとっておりますが、その大部分は合併前の横手市産業ビジョンに沿ったものでありますし、それ自体はすぐれたビジョンであります。合併前の市町村にはなかなかないのも事実でありました。周辺部の町村は、それぞれ行政、商工会、住民の中で振興策を描いておりました。その振興策は大きく取り扱われることなく、いろんな部分で停滞し、周辺部には閉塞感さえあります。事業的にも横手中心街に集中し、周辺部はさらに空洞化が目立っております。

この再生計画は全市にわたって計画されたものでありますが、周辺部の振興にどれだけ寄与したとご考えか伺うところであります。

また、この計画は21年までの計画ですので、20年度には次なる計画を策定し、振興に努めなければならないと思うわけですが、折しも政府では、格差是正のため元気再生事業を創設いたしました。まだ内容を十分に把握したわけではありませんが、国も地方に軸足を置き始めたことは事実であります。それぞれの中心市街地、商店街とも長い歴史と伝統の上に築かれたものであり、地域に根差した生活そのものであります。これからの商売は新横手市の商業集積地に来いとか、そういうことじゃなくて、格差社会の中で第2の格差を生まないように、生活空間に密接したそれぞれの文化と伝統、地域性を生かした活性化策、環境整備など具体的なものを盛り込み、市民が生きがいを持てるにぎわい空間や、高齢化社会に対応した空間対策が必要と思われまます。

これからのまちづくりには何を引き継いで、何を变えていこうとしているのかをお伺いするところであります。よろしくお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、バイオマスタウン構想についてお答えいたしたいと思います。

4点お尋ねいただきましたけれども、これにつきましては、ご指摘にもあったかと思っておりますけれども、本年3月、その構想を公表したところでございます。生ごみ、家庭排せつ物、果樹剪定枝、間伐材、稲、野菜残渣などの各バイオマス素材をエネルギー利用及び工業用原料として利用する4つの利活用というものの可能性を示しているわけでございます。

取り組み工程につきましては、情報収集から実証を含め、施設設置に至るまでは十分な検討が必要であると考えますので、バイオマス先進地の事例や、推進協議会の委員の意見を参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

平成27年稼働を予定しておりますごみ処理施設整備事業についてですが、規模を決定しなければならない時期に今来ているところでございまして、生ごみも焼却可能な規模で計画をいたしますが、今後、生ごみ利活用に関する検証結果を受け、再度その縮小方についても検討することにいたしております。

循環型社会の構築には、バイオマス利活用施設とごみ処理施設、し尿処理施設などが相互に連携し、エネルギー利用を一体的に考えていくシステムづくりが大切と考えますので、将来の統合を見据えて計画を進めてまいりたいと思っております。

3つ目ではありますが、バイオマス利活用の実証事業から事業化検討までは、各項目について課題抽出を含め、導入調査事業を行った上で最適な活用システムを検討していく必要がありますので、関係機関の助言を得ながら慎重に進めていきたいと考えております。

なお、体制的には、ことし7月に設立いたしました横手市バイオマス利活用推進本部で、庁内各部署との連携を図りながら進めているところであります。

4つ目でございますが、平成11年に家畜排せつ物法の施行によりまして、家畜排せつ物の管理の適正化措置が定められましたが、臭気対策については具体的基準が設けられておりません。畜産が盛んな地域では、家畜排せつ物や生ごみなどの有機性資源からメタン発酵を行い、エネルギー利用を行っている例がございます。バイオマス施設を利用していくことにより、堆肥板を設置し堆肥化処理を行っている畜産農家や、し尿処理汚泥、焼却残渣の減量化や臭気対策の改善にもつながるほか、市民生活にも多面的に寄与できるというふうに思っている次第でございます。

大きな2番目については、教育委員会の方からお答えさせていただきたいと思っております。

3番目の商店街の活性化についてでございます。

3点お尋ねございましたが、平成18年度に厚生労働省から地域提案型雇用創造促進事業の認定を受けました地域再生計画による成果についてでございますが、市では、就労支援対策として、雇用構造の改善を図ることを目的とした横手市雇用創出協議会を立ち上げまして、地域経済の雇用機会創出のための事業を実施し、平成18年度から平成20年度までの期間で人材育成事業を展開しております。

主な内容として、IT化推進人材育成事業、アグリビジネス推進事業、ものづくり支援事業、創業支

援事業などを開催しております。平成18年度の実績では、目標数である112に対し276人の雇用に結びついているところであります。

平成19年度は、現在まで延べ参加人数が約800人でありまして、企業、求職者いずれも意欲的に参加されている状況であり、12月7日には就職面接会も開催したところであります。今後も魅力あるセミナーなどを企画、開催することにより、企業の雇用の拡大、求職者の就職へと結びつけられるものと期待しているところでありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

3番目に、商店街の活性化についてお尋ねがございました。

空き店舗対策事業や、各店舗の経営者に対しての融資あっせん制度などを行っておりますが、郊外の大規模店舗の進出により、各地域の商店街は非常に厳しい状況にあることは十分承知しているところであります。また、地域の商店は、高齢者にとって身近な存在であり、寄り合いの場となっている商店が減少していることは、その地域にとっても活力が失われる寂しい現状であります。

そのような状況ではありますが、増田地域においては、蔵をメインにしたまちづくりが進められており、県内外からも注目を集めているところであります。また、雄物川地域においては、ご利益通り商店街として商店街のイメージアップを図るため、イメージキャラクターを作成するなどの事業に取り組んでおりますし、十文字地域では道の駅を起点とした事業を行っております。それぞれの地域の商工団体等では具体的なビジョンを持って事業に取り組んでいるところであります。

市としても、その中で地域の特性を生かした商店街の活性化につながるような自主的な事業については、きめの細かい支援を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○田中敏雄 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 議員2番目の質問は、ネット犯罪やネットいじめに関連するご質問でございました。

今、議員の前段のお話にもありましたように、新聞やテレビを見ますと、このネット犯罪、ネットいじめに関する問題で児童・生徒の死にまで至るようなショッキングな事件が報道されております。

以前は、中央で起こったような生徒指導上の問題は、3年から5年ほどかかってこちらでも起きるかなという状況でしたが、今はというか、数年前からは、全国で起きる状況は、我が秋田県、我が横手市でも起きないという保証のない社会情勢、児童・生徒を取り巻く社会環境の変化になっておりますので、対岸の火事ではないなと背筋を寒くしたりすることもございます。当市の状況についてお尋ねでございましたので、まずそのことからお話を申し上げたいと思います。

平成19年3月の調査結果によりますと、当市における携帯電話の所有状況は、小学生で全体の2%、中学生で全体の17%というのが所有状況として調査結果として出ているものであります。

使用状況については、主に家族との連絡、友人との通話やメールが中心と考えられます。

また、携帯電話を含めたインターネット上での掲示板、ブログ等での書き込みトラブルについてもご

質問がありましたが、若干ではあります、自分の悪口を書かれたことがあるという回答が寄せられています。教育委員会では、文部科学省から各小・中学校に配布されている指導実践例の冊子と、全教職員に配布されている情報モラル教育推進のリーフレット等を活用して、子供たちがネットワーク社会を生き抜き、健全に成長していく上で身につけておくべき考え方や態度の育成を図るために、情報モラル教育の推進を現在も実践しているところですが、今後ますます推進をしていかなければいけないというふうに考えているところでもあります。

この情報モラル教育では、ネットワークの危険性、被害回避の手段を教えるだけでなく、日常生活における道徳心の育成も重視されており、道徳だとか学級指導を中心に、学校教育全体で取り組むこととしております。

今後、各学校の実態を踏まえて、教職員での共通理解、実践の蓄積を図って今後の指導に役立てていきたいというふうに考えております。

また、県教委や県警との連携というお尋ねもございましたが、生徒指導主事の研修だとか、情報教育の研修講座というのを県の総合教育センターに講座として持っており、毎年そこに教職員は行って研修を行っているという実態がまず1つありますし、県警との連携ということもお尋ねでしたが、私の記憶によりますと、今の横手所長、野村さんが少年係長のときには県教委の生徒指導専任の指導主事と毎日のように情報交換をしていたなという場面を思い浮かべますし、私どもの方でも、協議会の中に横手署だとか、県の教育委員会の南教育事務所等からも、一緒に協議会を開いて、今、実際に行っているところなんです。

家庭との連携ということも、一義的にはとこの間申し上げた、買い与えるのは親でありますので、一義的にはやはりそこがしっかりしてもらわないとというお話を申し上げたわけですが、家庭との連携というのも大変重要な要素になってきます。

児童・生徒の安全確保にかかわる担当者連絡協議会というものを5月に開いておりますが、各学校には保護者への携帯電話のフィルタリングサービスについての周知をお願いしてあります。学校では学校だよりだとか、PTAなどの機会を通して保護者への周知を図っているというのが現状であります。

販売業者への協力要請ということですが、フィルタリングサービスを受ける最終的な決定者というのは保護者ですので、まずその啓発が大事であろうと、強化していきたいと考えておりますが、PTA等を通じて業者への協力要請だとか、話し合いの場を少しずつ——なかなかその業者というのは多岐多様にわたっておりまして、一括して我々の方で集めて協力要請をというようなことはできかねる場合もあります。そこはそれぞれ県警と協力をしながらやっていかなければいけないところであろうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 バイオマスタウン構想につきまして、具体的な点につき4点ご質問がありました。

規模あるいはカバーする地域、それから地域への説明、それから国の補助はあるのかという点でござります。

規模につきましては、あるいはカバーする地域ですけれども、それぞれ廃棄物系あるいは木質系、それから稲丸ごとの関係、それぞれによって規模が異なってきております。現在、議員ご指摘のように、資料を、あるいは情報を収集中でありまして、これから具体的な検討に入ることになっております。

特に家庭からのごみですか、それから畜産農家からの家畜排せつ物等、メタン系の発酵施設の関係ですけれども、これも市長が答弁申しあげましたように、将来の総合的な廃棄物処理のシステムづくり、これと関連してくるものと考えております。

それから、地域の説明ですけれども、具体的な構想がまとまり次第、いろんな部分で地域の方に入って説明していきたい、このように考えております。全体的には、去る11月28日、バイオマスシンポジウムを開催いたしました。大学の先生、あるいは現在取り組んでいる自治体の方々に来ていただきまして、いろんな部分でバイオマスタウンとはどういうものか、あるいはバイオマスのエネルギー循環型社会とはどういうものかということでご講演をいただいているところであります。このような機会につきましては、来年度以降も機会を設けて開催したいと考えているところであります。

国の補助の関係ですけれども、それぞれ事業の内容によっては率は異なるとは思いますが、バイオマスタウン構想に認定されておりますので、当然国の補助は受けられるものと思っております。

以上です。

○田中敏雄 議長 28番柿崎議員。

○28番(柿崎孝一議員) バイオマスタウン構想についてお伺いいたしますが、構想自体、立派というか、当然これからのエネルギーを考えた場合必要と思えますけれども、その取っかかりというのがどうも横手市の場合は、何でも手を挙げておけばいいような、何か最終的な目標がないままに出発しているようなことが多々あると思えますけれども、実際の必要性とか、市民の声の盛り上がりというか、これをやらなければ今後大変だという、そういうせっぱ詰まったというか、将来を見通したというよりも、今、国でこういう事業があるからとりあえず手を挙げて計画を立てましょうというような、大きな、ここで言うばやっとしたというところとちょっと言葉があれですけれども、そういう見通しが無いままに、手を挙げてから対策を考えて、何ができるかということをやっているような気がしますけれども、実際、本当に必要な分野だとすれば早急にやらなければならないし、きのうの仙北の議会でも取り上げられたチップで、まず4億超の規模の施設が必要だということもありました。

先ほど質問でも述べましたが、財政的に多額の費用がかかってくると。いろんな国庫補助とかあるというのは当然理解できますけれども、そういう財政的に厳しい中で、ほかの方法がないのかということも一緒に探りながら、この方向を定めなければいけないと思えますが、もう一度その構想自体の最初の取っかかり、特にどのような構想のもとに出発したのかをお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 バイオマスというのは、文字どおり生物由来というか、この地球上に存在する動植物、あらゆるもの、命あるものというふうに簡単に言えばとらえられるかと思いますが、こういうのを資源であり財産だという観点で見ているわけであります。それは、とことん使い切るという意味、あるいは使い回しをする、循環しながら使う、むだにしないと、こういうふうなことで考えるべきものというふうに思っている次第でございます。その背景にあるのは、当然のことながら地球環境を地域としてどうとらえてアクションを、あるいは政策を打つべきかというような問題意識が根底にございました。住民の皆さんから、例えば地球温暖化対策のためにバイオマスをやるべきだという声が大々的に上がったということではもちろんございません。個別にはさまざまな、NPOを含めて地球環境の浄化に活動している方は多いわけで、そういう方のご意見はいろいろ伺いますが、それをトータルで考える必要があるだろうということで、このバイオマスタウン構想というものに取り組んだ経緯がございます。

もとよりこれは地球規模での取り組まなければならない大変な課題であります。それは日本国政府においても同様だというふうに思っています。これに当たって地方自治体がどこまでそれにかかわれるのか、あるいはかかわるべきかということについては、これは極めて財政的な問題は大きな壁でございます。また、その効果についても相当考えなきゃならない。したがって、横手市だけが単独で、先行的にこれをやればいいというものではないというふうにも思っております。しかし、国が国家として世界に責務を果たす中で、CO₂削減は避けて通れない。むしろ前倒しでいかなければならない。今おきているわけでありますので。そのときに、地域の可燃物を燃やし続けていいのか、あるいは地域におけるエネルギー資源としてバイオマスの活用を放っておいていいのかというのは、これは避けて通れない我々の課題だと思います。それは横手市だけではない、国内のすべての自治体にとっても同じだというふうに思います。その地域の特性はあるにしても、考えなければならない課題。

しかし、我々には財政的にも、資源的にも限りがあるわけでありますので、そここの見合いというものをどうするか議論は、やはりすべきだというふうに思います。そういう議論をする中でこの構想の具体化、実現化に当たってはよく相談申し上げたいと思っている次第でございます。

○田中敏雄 議長 28番柿崎孝一議員。

○28番(柿崎孝一議員) まず、今後いろんな場面で議会に資料を提出しながら、検討の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目の方に移りますけれども、実際、いろんな資料、家庭に回っております。結構見ておるわけですが、実際会った人に聞くと、「いや、見たことがない」という消極的な保護者が本当に多いんですね。だから教育委員会ではこのようなことをやっていると思っても、実際、保護者の方には効果として上がっていないという実態がありますので、ぜひとも来年の事業の中、ただペーパーで流す、あとPTAの方の集会でやるんじゃなくて、専門的にこの対策、教育をやらなければならない時期だと思いますので、ぜひとも検討していただきたいなと思ひますので、その辺の来年度の学校の授業に対しての

保護者に対する教育のあり方をもう一度お願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 ごもつともなご意見であります、今、それこそ親の就労状況等の厳しさで、PTAへの参集数、これはかなり減っております。PTAのときに1日休むと職場が危ういと、おまえの入れかえはいつでもできるよというような圧力がないわけではないという、空気としてですね。そういう中で、議員おっしゃるように集めて指導というのはなかなか難しい状況にあることは、もう議員もおわかりのことだと思います。その中で、学校から渡るプリントは多過ぎるといえば多過ぎるわけですが、ポイントを絞って、何とか親たちにも情報を流して、考えてほしいというのは事あるごとにやっているのが状況であります。

そのやり方の工夫というのは、もちろん常時していかなければ、やったよということが効果にあらわれなければやったことにはならないというふうに私どもも認識しておりますので、その点の工夫はしていかなければと。PTA連合会なども動き始めているところでありますし、そういう組織だとかと連携をとりながら、教育委員会としても取り組んでいくということを申し上げたいと思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 28番柿崎孝一議員。

○28番(柿崎孝一議員) ぜひとも、今なかなか休めない状況ということをおっしゃられましたけれども、どういう分野においても、企業、勤め先の協力なくしては何の事業もこれからはできないと思いますので、ぜひともそういう関係する企業も含めて、そういう子供に対する支援を、教育委員会としても積極的にお願いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目の商店街の活性化についてですけれども、実際、やはり先ほども言いますように、市長の答弁にありますように、各市町村、旧市街化と言われた中心街では、いろんな歴史、そして伝統をもとにした行事も一生懸命頑張っておりますが、なかなか人が集まるような連続した機会が設けられないというのが実態でありますので、ぜひともそういう商工会の、先ほどもありましたが、足元に出向いて商工会の役員や商店街の方々等交えて積極的な支援策を来年度以降ももっとも打ち出しながら、元気づくり、にぎわいづくりについて市長言っていますので、にぎわい創出に向けて精いっぱい努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。この点に関してもう一度、積極的に支援するというような答弁をいただき、具体的な施策も含めてお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 地域の商店街は従来は地域が支えておったと思います。従来というか、要するに広域的にお客さんを集めるというような性質ではなかったというふうに思います。したがって、身近な方々、行政単位でくれば一番簡単かもしれません。しかし、一部、隣の行政区からも近いと言えば来るといふようなことで、極めて小規模な近隣型の商店街であったというふうに思います、基本的には。

したがって、その地域が支える力が今なくなっている状況というのが商店街の抱える課題だというふうに思います。

したがって、同じ認識では、個別の店は別でありますけれども、商店街として見たときに、そういう考え方を1回どこかで整理して、近隣が支える商店街でない商店街って何だろうか、どうあるべきかというものの議論を1回しなければいけないのではないかなと思います。よそから、遠くから、あるいははるかに遠くからお客さんに来ていただける魅力をどうつくるかということが、やはり最初に必要なことではないかなと。イベントだとかというのは、そういう脈絡の中で考えていかなければならないことではないかなと思います。ですから、まさに今、地域が知恵が求められているなど。きのうまでと違う商店街のあり方、個店の集まりである商店街の連携のあり方が問われている。そのように思います。

ですから、私どももなかなか今いい知恵はないんでありますけれども、そういう取り組みがあるところに対しては応援できるなと思います。その1つの例として、先ほど申し上げた雄物川地区の取り組みだとか、あるいは増田の取り組みとか、あるいは部分的に言えば、ちょっと離れていますけれども、大森のシバザクラ等々が商店街との連動は部分的に可能だなど。外からお客さん、あるいは町に来る方をふやせる仕掛けづくりとして十分生かせる話だと。そういう努力、工夫が、その地ならではのオリジナルのものが需要ではないかなと思っております。そういうことについての相談をいっぱいしながら、応援できる部分を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時10分といたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤 功 議員

○田中敏雄 議長 33番佐藤功議員に発言を許可いたします。

33番佐藤功議員。

【33番（佐藤功議員）登壇】

○33番（佐藤功議員） 今、立ったら、余り頑張らないようにというふうな励ましをいただきました。ちょうど前回もそうでありましたけれども、今回もまた午後の1番ということで、一番眠気の差す時間でございます。眠気の差し次第にごゆっくりお休みいただいて結構ですが、職員の皆さんには、1年に1回の佐藤功の花火が、大曲の花火が上がったというぐらいの気持ちでお聞きいただければいいかと思っております。

ただ、ちょっと心配しているのは、きのうの質問の中ほどから地域振興局や区長の話が出てきたころから、どうも市長の顔色がさえない、そういうふうには見えませんでした。それでまた、けさ1番に4番議員から、さまざま格調の高い質問がありましたけれども、私は、そんな格調の高い質問はできませんで、「カニは甲羅に着せてものを言う」という言葉がありますけれども、私は吹けば飛ぶような、ごく小さい市会議員というカニでありまして、それがまた困ったことに、それなりに一生懸命考えて質問させていただきますので、政策の提言でありますので市長から答弁をいただきたい、こういうふうに思います。

そして、できれば端的に、わかりやすいようにお答えいただくと。いいにしろ悪いにしろ、それは10万市民の市長が選んだ政策決定であるというふうを受けとめますので、ひとつそういうふうなご答弁をお願いできればというふうに思います。

五十嵐市長の政治姿勢の中から、CO₂、温室効果ガス削減に関する市長のお考えをお尋ねをいたします。

午前中にもありましたが、これから横手市はごみの焼却場を計画することになると思います。このごみの焼却場ですけれども、大変突飛な話をいたしますが、県南3郡4市2町1村で新たな広域市町村圏組合をつくって、県南のごみを1カ所で焼却処分してはどうかというものであります。以下、提案理由を申し上げます。

温室効果ガスを抑制するために環境世界会議が京都議定書を決定してからちょうど10年になりました。10年の節目といいますか。日本の目標は10年前に6%を減らすことになっておりましたけれども、今の日本では、6%を減らすどころか、逆に10年前の基準に6%の増になっております。京都議定書に批准したEU、要するにヨーロッパ諸国は、もう10年前に決定してから、直ちにこの問題に取り組んでおります。京都会議主催国の日本だけが何もしていないのが現実であります。そしてまた、時あたかもインドネシアのバリ島で世界の環境会議が国連の主催で開催されておりますけれども、この世界会議の中で京都議定書を提案した日本は何もしていないのではないかという批判を浴びていることも、先日テレビで放映いたしておりました。

国は企業が何とかするだろう、企業は企業で国の示すガイドライン、数値目標が定まらないうちに我が社だけが先行しても、数値目標が定まってからでないと努力した分が評価されないのではないか、そういう不安。国民一人一人については、温室効果ガス削減については全く理解もしくは必要性を感じていないのが本当のところではないでしょうか。

一例を挙げますと、夕御飯を食べた後、お年寄りや自分の寝室に入ってテレビを見る。若者は自分の部屋に入ってテレビにパソコンをつないで一生懸命ゲームをしている。あるいはインターネットで何かをしている。一家の主人は居間でテレビを見るといったようなぐあい、温室効果ガスの垂れ流しといえますか、電力の使い放題、まさに気がついていないといった方がいいでしょう。

一方、自治体はというと国が何とかしてくれるだろうといったようなぐあい、日本の国全体がかけ声だけで、取り組む姿勢が見えてきません。県南のごみを1カ所に集めて焼却すれば、ごみの量は年間、

17年度ベースで10万9,000トンになります。1日当たりになると300トンを超えるわけです。これくらいのごみの量が集まるとすると、焼却熱で蒸気を発生させ、タービンを回し発電することができます。10年ぐらいになったと思いますけれども、土田祐輝議員と2人で、実は横浜の鶴見のごみ焼却場を行政視察したことがございます。県南のごみを1カ所に集めると、ちょうどそのころの鶴見のごみ焼却場と同じぐらいの量になるわけです。24時間蒸気を発生し続けるためには一定の量のごみが必要になってくるということがこのときわかりました。そして、鶴見の焼却場では、焼却場で使う電力と、そして隣にある横浜の下水道の終末処理場、この2カ所の電気を賄っておりまして、さらに3億円を売電するということでした。風力発電なんかよりはもっと確かなものではないでしょうか。焼却場施設内の電力をすべて賄い、余った電力を売ることができます。タービンを回した後の蒸気は、近くに公的施設があるとすれば、これらの暖房にも使えますし、その先は冬期野菜の栽培のための農業用ハウスへの熱の利用などすそ野が広がってまいります。

近々に国の数値目標が示されるかもしれません。各自治体ごとに温室効果ガスをこれだけ減らしなさい、目標を立てて直ちに実行に移すように国は各自治体に迫ってくることが予想されます。つい四、五日前の東京都の発表では、もう既に東京都はみずからこのCO₂の削減の問題に取り組み始めました。秋田県の県内のごみを、今言ったような形で県内3カ所とか、4カ所とかというような形で焼却しながら発電をする。あるいはこういう方法が東北6県の自治体全部ができるとすれば、能代の火力発電所1つぐらいの電力が生まれてくるわけでありまして。温室効果ガス、いわゆるCO₂を減らすには、化石燃料と言われる石油や重油など、いかにしてそういう発電所の炉をとめるか。例えば能代の発電所で炉が2基あるとすれば、1基をとめるとか、あるいは別の重油を燃やしている発電所3基あるとすれば、2基をとめるのかということが、結局、CO₂の削減のものは化石燃料であるということに絞られることだと思います。ゆえに、今、新聞紙上でも、あるいはテレビでも、企業にCO₂の削減のためにと問い合わせますと、すべてが生産するための生産ラインの改良であったり、使用電力を幾ら減らすか、この研究に企業は余念がないのが現実であります。

生ごみを1カ所に集めて微生物でもって発酵させ、その発酵熱を利用しながら発生されるメタンガスを熱源にしてタービンを回し発電することが、温室効果ガス抑制には一番効果的です。EUでは既にこれらの方法で発電しておりますが、今の日本ではこのようなエコ的考えはなかなか定着いたしません。したがって、簡単に人間が生きていく以上どうしても焼却しなければならないごみが出るとするならば、県南に1カ所ごみ焼却場をつくり、発電をし、温室効果ガス抑制に横手市が一役買ってはというものであります。今後のごみの建設計画に当たって、このような考えはいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、市長の政治姿勢の中からいま一つお伺いしますが、転勤のために横手市に居住している方々が何百人いるか調べたことがございますか。私は、多分ないと思って質問しているんですけども、法律では、居住してから6カ月以内に住所を変更しないと法律に違反することになります。横手市に住所を

移さない方々の所得税や住民税はどこに納められているのでしょうか。自主財源が少ないといいながら、対策を講じていないのが今の横手市の現実ではないかと思えます。住居あっせん業者などの協力を得て、1回きちんと調べる、あとは出入りがあったときに報告を受ける。そして6カ月以内に、あなたははまだ住居移転がされていません。6カ月を過ぎると法律違反になりますので、直ちに住所移転の手続きをとってくださいというはがき1本で住所が移転されると思えます。そうすると、その方々からの市民税なり、所得税なりが納めていただけるものだと思います。ぜひこのことをやっていただきたい。そうすることによって自主財源がふえることにはなりますが、この提案はいかがでしょうか。

次に、食の安全からという申し出をしておりますので、順次お話をいたします。

白い恋人から始まって、赤福で終わるかと思いましたが、つい最近是有名料亭の大阪の船場吉兆まで、次から次に起きてくる食品の偽装問題、国民は安全・安心な食料を求めているにもかかわらず、いまだ内部告発の電話が鳴りやまないようであります。国民は何を信用したらいいのか、政治に不満が募るばかりです。

そのような社会情勢の中で、国民が今、食の安全に対して一番求めているのは、農薬や化学肥料を使わない有機栽培をしたお米であります。私、先日、道の駅・雁の里せんなんに行っていました。赤いステッカーで特別栽培米と大きく書いておりましたけれども、その特別栽培の中身をよく見ると肥料2分の1、農薬2分の1の玄米が、市長、30キロで幾らで売れていると思えますか、私もびっくりしました、肥料2分の1、農薬2分の1の玄米が1万1,000円で売られている。そうしたら、無肥料、無農薬あるいは有機であったらどれぐらいで売れるだろうか、想像に余りあります。そこで、店員に、「どのぐらい売っていますか」と聞いたら、「いや、結構売っていますよ」と。「結構と言っても、日には」と私が聞いたら、この玄米30キロ入りは1日に4袋から5袋売れているそうです。農村地域のこの場所でこれだけ売れるということは、今国民が何を求めているかがよくわかることだろうというふうに思います。

そこで、有機農業を普及するため、全国50地域にモデルタウンをつくり、5年間にわたり農家への技術指導や農産物の販売を支援していくという制度が来年度から始まろうとしておりますが、農林省に対して横手市が有機栽培モデル指定を受けるための手続きをしてあるのか、していないのか。していないとすれば、私は、早速この指定を受け、販売等の指導を受けるべきだという提案ではありますが、市長、いかがでしょうか。

最後になりますが、技術移転についての質問に入ります。

佐藤功はいつも飛び抜けて突拍子のないことを質問すると言われております。もう少し格調の高い質問ができないのかということも言われておりますが、実はこの技術移転に関して1つの出来事が私のヒントになっております。

かつて横手市の文化財「蔵」の移転のときでした。請け負った業者が仙台の松井建設と発表になったら、横手のA級業者の集まりの中で、「いや、10%でもいいからジョイントしたかったな」あるいは

「地元の業者が10%、10%で松井建設とジョイント発注をしてもらいたかった」というのがA級建設業のお話でありました。根拠は、単なるひき屋ではなく、文化財保護などのひき屋を得意としている松井建設の技術に移転したかった、盗みたかったと言えば語弊がありますが、いい言葉で言うと技術に移転ができたのに、大変残念だと。

このことが実際にありまして、今回の質問の根拠になっておるんですが、かつて下水道工事が始まったころ、すべてやり始めのころは地方の大手の業者でした。その後、中央大手と地元業者とのジョイント発注することにより、大手の技術が地元業者に移転され、今では地元のすべての業者が下水道工事を苦もなくできるようになりました。そのことによって地元業者の会社の業績も少しは上がったでしょう。法人市民税なども横手市に納めていただいていることを考えてみたとき、いかに技術移転が地元業者や横手市にとって大切かがわかっていただけたと思います。これからの横手市の発注物件の中で、しかも公共事業の少ない今、地元業者に技術移転できるものはないかと考えてみました。

これから提案することは、今すぐということではありませんが、横手市の市道が何千何百とあるわけですが、これらにかかっている橋も、やがてかけかえの工事が必要になる時期が来ます。地元業者は自社の自助努力によって、橋の下部工工事についてはもうすっかりできるようになっております。しかし上部工工事については、大きな橋になればなるほど中央の大手業者を指名し、そして受注され、そして請け負った業者の利益は東京や中央に税として納められる。

そこで、今後の橋の上部工工事のかけかえについての発注については、中央大手と地元業者とのジョイント発注ができないかと考えてみました。何回もジョイント発注を繰り返しているうちに技術が移転でき、地元業者でも橋のかえかけ工事ができるようになるのではないのでしょうか。そうすることによって地元業者に今までにない仕事が発注され、技術移転も伴い、法人市民税が横手市に入ることとなります。自主財源の少ない横手市にとって大きなプラスにもなりますし、地元業者への仕事も雇用の創出にもつながりますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わりますが、ぜひ端的にお答えいただきたい。それは、どんな答えを出しても、10万市民の選んだ五十嵐市長の政治姿勢でありますので、端的にお答えいただければ大変ありがたい、こういうふうに思います。

市長が例えば政策的に、ぜひこれをやりたい、職員たちに言いつけたとすれば、できないことでも職員たちは死に物狂いでやります。それだけ市長の権限というのは大きなものがあると思います。いかなる政策も市長次第であります。政治はすべて結果であります。国においてもしかりでありますし、市政においても、どういう質問をされても結果を出すのは、市長が提案しなければ議会で審議ができない。政策のすべての決定は市長に権限があるというふうに思われますので、市長からわかりやすいご答弁をいただきますようお願いをいたしまして、壇上からの第1回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 私が答えるような質問でないのかなと、まず率直に思った次第であります。私も衆議院の本会議場に行ったことがありますけれども、多分、その場ではこういう質問が出るんだろうなとつくづく思いました。百歩譲っても県会では間違いなく出る質問だなと。市議会が出るような質問かなと実は思って、大変戸惑っているところでございます。

例えばごみの焼却施設の超広域化の話でありますけれども、実は消防本部の広域化の話は既に動いております、国の消防庁は30万に1カ所という方針を打ち出しておりますが、先般の県の総合防災課長との話では、秋田県は30万は無理だなと。10万未満をどうかするのが大きな課題だなという話をしておりました。しかし、それは複数の自治体の消防本部の統廃合でありますので、やはりなかなか個別自治体の消防がみずからのイニシアチブで動くのは相当難しいというのがそこにあるのかなと思います。そういう意味では、議員がご指摘のあったとおり、地域の環境対策、これは午前中の質問に私が答弁申し上げたとおり、これについては私も相当の必要性を感じておるところでございますけれども、これだけの壮大な構想になりますと、なかなか一自治体では、「モチコエ」という言葉がございますが、話を持っていくだけでも相当これはエネルギーと時間はかかるなということを率直に感じました。しかし、その効果については継承する価値はあるのではないかなというふうにも思った次第でございます。私ごときがイニシアチブをとってできるかどうかは別にいたしまして、この話はしかるべき国なり県なりの関係の方に一言は申し上げる必要性はあるというふうにも、まず決意をした次第でございます。

2つ目に、住民登録における問題、いわゆる転勤されてきた方々が住民登録をなさらないで住まい続けている事例が相当多かろうと、こういうふうなことではないかなと思います。確かにそういう方もおられるというふうには思いますが、実際の調査によりますと、ここに住所はあるがここにはいないという人の方が実際多いというデータがございます。これもまた困った話だなというふうにも思っておりますけれども、いずれこの辺について実態の把握、あるいはその、例えばさまざまな税収面だとかについての活用というのは、まことにいい指摘をいただいたなというふうにも思った次第でございます。これも、もうちょっと我々も実態も調べておかなければならないというふうにも思った次第でございます。

2つ目、食の安全でございますが、これについては現在、私、この事業が農水の所管で20年度に立ち上げるという情報を持っておりません。早速調べまして、検討させていただきたいと思っております。確かにご指摘のとおり、30キロ1万円を超えるお米を買っている人はいるだろうなというのはわかるところでございます。何人買っているかという問題は別にいたしまして、相当売れているというお話でございましたが、そういう傾向にあることも承知しております。そういう意味では、普通と同じ、よそと同じ米、出荷してガラガラボンで一緒のブランドで売られる米でない米をつくるということについては、相当の価値はあるだろうと思っております。これに取り組む農家は現在いるわけでありますので、そういう方々がもっとふえるような応援というか、これがどうできるか、この農水省の事業メニューをよく見て、検討していきたいなというふうにも思っています。

3番目、技術移転であります。もとより地元企業育成については真剣に考えなければならない、そして大変重要なことであるというふうに思っている次第でございます。ご指摘いただいた3点、うまくいった事例、うまくいき損なった事例、これから検討する事例、3点挙げていただきましたけれども、いずれも私どもの建設部にかかわる話ではありますが、あるいは下水道部にかかわる話でありますけれども、JVも含めて、技術移転については一自治体として何ができるかということ、これも技術移転という観点で取り組む必要はあるだろうと思っている次第でございます。これについては、個別具体的な話がないと、なかなか総論で申し上げるのはそこまでありますので、個別具体的な提言が多分さまざまな業界からあるのかなと思っておりますが、そういう中で我々としても検討しながら、対応策をきちんととっていきたく、そんなように思う次第でございます。

以上です。

○田中敏雄 議長 33番佐藤功議員。

○33番(佐藤功議員) 技術移転ですけれども、こういう橋のかけかえ工事をします、上部工については地元業者とのジョイント発注でなければ発注はしませんと。横手市の態度さえ決めれば、あとはできる話なんです。どうでしょう。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 技術的な課題というものがどこにあるかということをお承知していただいておりますので、その問いにはお答えしかねますが、そういう提案を受けたということで、担当技術レベルの人間とよく相談をいたしたいと思っております。

○田中敏雄 議長 33番佐藤議員。

○33番(佐藤功議員) そんなに難しい話じゃなくて、設計図はちゃんとできているわけなんです。あとは組み立て工事だけの話なんです。だから私はできると。だから、横手市の姿勢さえ決まればそれはできるだろうというふうに思っていますので、地元業者にとっても大変大事なことであり、そしてまた、さっきの松井建設の話もしましたけれども、地元で技術が移転できればさまざまな分野で横手市に法人市民税として返ってくるわけですので、同じ発注する場合であったら、ジョイント発注でなければこの工事はしませんということで最初からかかれば、手を挙げる会社は幾らでもあります。私はそう思って提案しておりますので、いま一度お答えいただけますか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 幸いというか何というか、議員は建設常任委員長でいらっしゃると思いますので、委員会の場で相当の意見交換が多分なされると思います。そこに一つ期待を申し上げたいというふうに思います。しかし、基本は、やはり地元の技術がほかの地域に行っても通用するぐらいレベルが上がるということはまことに好ましい話であります。それについては、ただし透明性、公平性だとか、そういう部分をどう評価するかという部分もついでに加味しながらやっていただくと、なおさら鬼に金棒、あてずの話でありますけれども、大変いいのかなと思った次第でございます。

○田中敏雄 議長 33番。

○33番(佐藤功議員) 技術移転がきっちりできて、そして将来にわたって他町村に橋の工事に出かけるぐらい技術移転になるまでには結構な時間がかかるわけです。したがって、横手市の上部工の発注についてはジョイント発注だと、これだけの指示を出していただければ、このジョイント発注は業者は当然受注したいわけです。当然ジョイント発注ができるわけです。その間に盗むと言えば語弊ありますけれども、建築事業をやっている人方はそんなに難しい技術移転ではないというふうに私は思っています。

そういうことで、まず地元でジョイント発注を何回か繰り返しているうちに、他町村に行っても、県に行っても、大威張りで胸を張って橋を引き受けられるような業者の育成もできるのではないかとこのように思っていますので、ひとつ私の思いもこの後検討していただきたい、こういうふうに思います。

さらに、技術移転についてですが、こんな話をしながら、ふと先日の全員協議会を思い出しました。今年度、約2億5,000万のイントラネット事業が発注されることになり、今議会でも六千何百万かの一部予算が計上されております。恐らくこのイントラネット事業、何とかという会社が設計し、そして、その何とかという会社は、多分NTT100%の別会社であろうと想像に余りあるわけです。私はそれができないと言っているんじゃないです、聞いてください。多分それでNTTが受注することになるだろうというふうに予測しますが、今までの情報関連、あるいはブロードバンドもそうであったと思います。情報通信関係の専門技術を持った職員がいない。どこの自治体もそうでしょうけれども、やはり知っているところに来ていただいて、さまざま設計をしていただくというのもやむを得ないのかなというふうにも思っているところです。

ただ、来年度から25億円規模の予算で情報基盤整備事業が始まります。地元技術移転ということについては、地元電気業者にとっては千載一遇、一生に1回のことです。NTTを含めた中央の大手業者と地元業者とのジョイント発注、さっきからジョイント発注と言っていますけれども、このジョイント発注することによって、例えば一つの例を挙げれば、中央大手が50%、これは事業を成功させるための担保です。そして電気業者A級が20%、B級が20%、C級が10%と、こういう4つの業者でジョイント発注ができるとすれば、地元電気業界にとっては大変な技術移転ができることになります。おそらくこの情報基盤整備事業、3年から4年にわたっての事業になると思いますし、7ブロック、5ブロックあるいは8ブロックにもなるのではないのでしょうか。電気業者にとっても、光ファイバーの元請の実績のある会社は、横手には1社もありません。光ファイバーの工事のさまざまな資格要件があって工事されていると思いますが、元請の実績がなければ、この資格要件に該当する受験資格すら受けられない。

例えば、私、役所からうちに帰ったら、うちの前ケーブル工事しているんですよ。ちょっと、何やっているんだ。そうしたら、いや、光ファイバーを今外線を張っているところだと。商工会議所にすぐ電話して、回線をつなぎたいんだと。うちの前を今工事しているんでぜひお願いしたいということで話をしたら、Aという業者が来まして電柱から軒下まで配線して、いや、きょうはできましたので帰ります。

つないでもらってからでなければと言ったら、電柱から軒下までの資格の会社と、それから宅内の配線する会社と資格が全く別なので、二、三日したら来ると思いますので、よろしくお願ひしますということ帰って行きました。よく考えてみると、ここにいる皆さんはおわかりだと思ひますけれども、何かのこういう工事なり、何なりの資格を取得しようとするれば、2年間の実務実績の証明書を添付しなさいというふうに受験機関から強要されるわけです。どこから適当にもらってきて適当にやっているのが、そうしかできないものをわかっていても、その2年間の実務実績を出せというのが、今の日本の現実のさまざまな資格の要件であります。

そういうことで、光ファイバー工事がなされるとすれば、元請の実績があれば初めて、電柱から軒下まで、軒下から宅内の配線まで、さまざまに受験資格が生まれるわけであります。こういうようなことを考えてみたときに、これらの事業というのは、今全部がNTTあるいはNTT100%の小会社、事業実績があるものですから、NTTで受験させて、その会社に人を配置すればできる話。ほとんどがNTTでやっております。果たしてそういう独占というのがいつまで許されるのかなというふうにも思っておりますけれども、このジョイント発注することによって、地元電気業者にとっては大変な技術移転ができるわけでありまして、まさに本当に千載一遇のチャンスといひますか、電気業界にとって一生に1回のチャンスであります。25億円をかけて横手市所有の光ファイバーの配線がされるわけであります。当然、できた後メンテナンスが必要になると思ひます。しかし、横手市でそのメンテナンスをするということは、恐らく職員の中ではできないでしょうし、当然、メンテナンスも含めて業者にお願ひすることになる。だとすれば、元請と一緒に仕事をし、そして技術移転が伴っておれば、地元業者でも実はこのメンテナンスもできることになってくるだろうというふうには思ひます。

また、この地元業者の業績が上がれば、法人市民税も横手市に入ります。私は、早くからこの光ファイバーに関心を持ち、どういうふうにご利用したらいいの自分なりに調べてきておりました。光ファイバーを利用した通信販売、いわゆるお店がなくとも仮想商店街でさまざまな加工した農産品などの販売ができることになるわけですので、25億かけて光ファイバーの埋設をすることは、私は結構であります。そういう私の持論でありますので、ただ技術移転が伴えば、それなりのさまざまな効果が後で生まれてくるということになると思ひますので、NTTを含めた、NTTだめだというわけじゃないので、中央の大手業者はたくさんおります、地元業者とのジョイント発注ができないのか。電気業者の方々にも技術移転のチャンスを与えてほしいというのが私の2つ目の質問であります。市長のお考えをお聞かせください。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 この手の話にはいろいろございまして、例えば特殊な特許だとか、相当のノウハウを有する者については、どうしても特定のメーカーの独占的なサービスに依存するというのいろいろあります。ごみの焼却施設も、し尿処理も基本的にはその中に入るのかなと思ひます。そういうときに、特にコンピュータなんかのソフトウェアの開発なんかも、まさにこれに当てはまるのかなと。そういう

ときに思うのは、どうしても契約がその後、公平性・競争性がなかなか保たれない中での契約にならざるを得ない。結果として高いものを買ってはいないかということでの危惧が常につきまとうわけであり、そういう意味で、常にその間隙をどうしたら縫うことができるかということが、やはり我々の大きな課題でもあるわけでございます。その突破口の中で、例えばJVというようなやり方をしましたが、そういう手法が入り口として、壁に大きな風穴をあけるきっかけとして適切かどうかというのは、個別の案件によっていろいろあるであろうというふうに思います。したがって、これに限った話ではありませんけれども、たくさんの税金と、特に補助金も、国からもお金をいただいているわけでありますので、これの有効な使い道については、やはり簡単に考えてはいけないということも、そのとおりでございますので、地元の企業の参入というものが、この事案に関してどのような問題点の整理ができるかどうか、一点でも可能性があるならば、それはやはりきっちり申し上げるのが我々の立場でもあるわけでありますので、その辺、冒頭申し上げた透明性だとか、公平性だとかの確保とあわせまして、やはりそういう検討はしていく必要があるというふうに感じます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 33番佐藤功議員。

○33番（佐藤功議員） きょう、うちに帰ってから原稿を書きながら、いろんな電気業者に直接電話をしてみました。そうすると返ってくるのは、光ファイバーのケーブルの配線、私どもは下請だったり、孫請だったり、あらゆるところで、あらゆる場所に行って工事をしていますと。工事そのものはできるんだけれども、結局、元請の実績がないために、1つは、さっきから言っているような事業参加ができない、あるいは資格が取れない、そういうようなことで、やむを得ず下請なりやっているんだと。ただ、工事そのものは十分やれるというお返事が各社から返ってまいりますので、これはジョイント発注してもやれるなというふうに判断しましたので、きょうお話しさせていただきました。

それも、さっきから言っているように、25億かけて自賄いの配線ができる。横手市のケーブルです。メンテナンスもしていかなければいけない。そうすると、元請になって一緒にジョイント発注で仕事をしていけば、その何たるかはすべて工事している人方はわかるわけですので、このメンテナンスの分野にも当然企業参入ができるだろう。やはりたくさんの税金を納めていただいているながら、その使い道と還元の仕方というのはさまざまな形であると思いますが、こういう一生に1回のことになると、やはり地元業者のことを十分に考えてやってほしいということをお願いをしておきます。

そして、実は食の安全の質問をさせていただきましたが、無肥料、無農薬、有機栽培の件でございますが、実はこの有機栽培、CO₂削減と密接な関係がありますので、去年からこの件を提案させていただいております。

なぜ有機の栽培でCO₂が削減できるのかといいますと、農地に堆肥や稲わらやその他の有機物を投入するわけですが、一部は土の微生物と絡まって分解されて作物の肥料になります。分解しない残りは腐食物質になって、炭素が土壌に長期間蓄積されることになります。実はこの土壌の中の炭素で

すけれども、これが大変な温室効果ガス削減のために役に立つことがわかってまいりました。炭素が、そして有機物を投入することによって、そして毎年これを繰り返すわけですので、相当量土の中に長期間炭素が貯えられることとなりますが、この土壌の中の炭素というのは大気中の炭素よりも2倍以上のCO₂削減の効果があるとされておりまして。今後、国が本格的に温室効果ガス削減の数値目標を設定されるときに、有機栽培した農地が必ずCO₂の吸収源として評価されるときがまいります。国民が求める安全・安心の米とCO₂削減の役に立つ有機栽培、まさに一石二鳥であるというふうに思います。

農水省でつい10日ぐらい前ですよ、毎日新聞で全国50カ所、有機栽培奨励のために指導し、そして販売までお手伝いをすると。そしてそれも数億円単位の予算化をするということが新聞に上がっていますので、早速、市長は調べた上でということでしたけれども、まさか私は新聞はうそをつかないというふうに信じておりますので。東京大手の新聞です。たしか毎日新聞で私見たと思いますけれども、ぜひこの有機栽培に名乗りを上げてほしいということをお願いをして、質問を終わりたいと思います。

◇ 立身 万千子 議員

○田中敏雄 議長 1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番(立身万千子議員)登壇】

○1番(立身万千子議員) 日本共産党の立身万千子です。12月議会に臨み2007年を振り返ってみると、マスコミでは景気は回復しつつあると報道した年始めでした。しかし、私たち市民の生活はどうだったのでしょうか。市長はフラット化という言葉を使われましたが、定率減税の全面廃止などによる住民税や国保税などの大幅な引き上げ、こつこつとまじめに掛けてきた年金が消えてしまう。品目横断対策のもとでの農業収入の激減、まさに暮らしの不安が増大する中、今度は相次ぐ食品偽装問題に続き、防衛省を中心に目に余る汚職など、一体この国の為政者はだれのために政をしているのか、国民は怒り心頭に達しています。

押しなべて国会で決められてしまう枠組みの中でも、市政に責任を負う自治体職員と議員は、住民の生活と健康、さらにはさまざまな地元産業を守るためにあらゆる努力をしなければならないという基本使命に立って、私は大きく3点にわたり質問をします。

1点目は、後期高齢者医療制度についてお尋ねします。

まず初め、市民に対する周知徹底について答弁を求めます。

昨年の通常国会で強行されたこの制度は、来年の4月に導入が予定され、秋田県の広域連合議会でも保険料等が決められました。少しずつ内容が知られてくる中で広範囲に批判の声が沸き起こり、福田内閣は法律の一部凍結を言い出さざるを得なくなりました。それを受けて秋田県広域連合議会は、きのうの部長答弁のとおり、健保の扶養になっている人は、制度に加入したときから2年間は3万8,426円の均等割額が半分になる、しかし所得割は課せられる。そして75歳以上の被扶養者には65歳以上の一定の

障害がある人を含みますが、その保険料については来年の4月からの半年間は無料で、その次の半年間は均等割額が9割軽減される、そのように決定しました。どうしてこんなに複雑なのか。それは、政府に倣って県民にこて先のごまかしをしているからと言わざるを得ません。

秋田県の平均保険料は月額5,003円、全国的には最低ラインで、安くてよかったと喜んではられません。この金額は2年ごとに改定されて、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増加に応じて自動的に上がる仕組みになっています。今は現役で頑張っている団塊の世代がそっくり高齢化していくのですから、将来の保険料値上げは確実と言わなければなりません。

これらのことを周知していく作業は今年15日付の市報に掲載するとのことですが、単に広報や各地域への出前トークというレベルでは不十分と思われます。ことしの6月、余りの住民税引き上げに、税務課が間違っただのではないかと市民の問い合わせが殺到したことは記憶に新しいと思いますが、来年は4月の反乱が起こるだろうとマスコミ報道もされている中で、横手市は今後どう周知徹底するお考えかお答えください。

次に、広域連合議会に臨む市長のご見解をお尋ねします。

この運営主体は全県1区の広域連合であって、横手市民の代表は五十嵐市長ただ1人しかいません。ですから、市民の声を広域連合議会に反映させていく責任は極めて重大と言えます。この後期高齢者医療制度を「現代版うば捨て山」と呼んだのは、ほかでもない元厚労省局長の堤修三氏であり、週刊東洋経済11月3日号によれば、厚労省の宮島俊彦大臣官房総括審議官は、「後期高齢者医療制度は当初の制度設計で5年ぐらいはやっつけていけるが、その後は財源のあり方が課題になる」と述べています。このように現職の幹部が早期の破綻を認めて、際限のない国民負担と医療の切り捨てを示唆している現実を見るとき、このことを市長はどう考えておられるのか、ご見解を伺います。

3つ目に、高齢の障害を持った方々への対策について質問します。

老人保健制度が廃止されるのに伴って、65から74歳の障害者や寝たきりの人も、原則として後期高齢者医療制度に移されることとなりますので、65歳から74歳の障害者が現在受けている自治体の医療費助成、いわゆるマル福の適用などが後退しないかどうか懸念されます。これについては県の施策に連動して市の持ち出しが決まるわけですが、市としては障害を持つ高齢者の方々の福祉が後退しないよう、きめ細かな手だてをぜひ講じていただきたく、市長の英断を切に望みます。

4番目に、保険料の減額免除、資格証明書発行についての取り扱いをどうされるのか質問します。

秋田県広域連合のホームページに上げられているように、高齢者の医療の確保に関する法律に規定された法定減額は、国保と同様に所得に応じて7割、5割、2割の減額制度を定め、市町村の一般会計から繰り入れることになっています。さらに法律上は、広域連合が条例によって、特別の理由がある場合に減免できますが、その分保険料の値上げにつながります。

また、都道府県や市町村の一般会計から補助金を広域連合に投入して減免制度の拡充を図ることや、自治体、市単独で保険料の軽減も可能だと明記されています。けれども、これまでの市議会では、私の

質問に対し法定減免しか考えていないとの答弁でした。月に1万5,000円の年金から介護保険料とこの医療制度保険料を合わせたら年金額の半分が消えてしまう人、年間18万円未満の年金受給者は、天引きではなく個別に納付する仕組みですが、今の国保料さえ滞納せざるを得ない人々が生活費を抑えてまで納付すると予想できるでしょうか。しかも、この制度は、健保の扶養家族で、これまで保険料を払わなってきた人たちからも徴収しますから、不本意にも滞納し、資格証明書発行という結果になるおそれは十分あります。そして、資格証明書発行に至る作業は、直接、市町村役場の職員の大きな業務になってくることは間違いありません。

東京都東村山市や埼玉県蕨市など、後期高齢者の保険証は取り上げないと明言する自治体も出てきていますが、横手市も保険証を取り上げないことを明言していただきたいと市長に強く要望し、あわせてその旨を広域連合議会にぜひ働きかけてくださるよう望みます。

最後に、広域連合運営の事務経費負担分を国庫から引き出すことについて要望します。

当市の今年度予算では、広域連合分担金として2,102万2,000円が計上されました。今後、事務局の人員費だけでは済まず、分担金以外にも莫大な電算化の整備作業や、各地域局での徴収事務、そして周知徹底作業など大幅な予算措置を余儀なくさせられるであろうことは目に見えています。既に東京、千葉、埼玉、神奈川の1都3県では、連名で政府に対し国庫負担の増額など制度見直しを緊急要請しました。奈良県の下市町議会では、制度の中止、撤回を求める意見書が全会一致で可決され、和歌山県御坊市では凍結・廃止を求める連判状を県選出の国会議員に提出するという事態も起こっています。

老年人口比率が29.4%と全国平均の20%を大きく上回っている超高齢社会である横手市の市長として、広域連合議会での論陣をリードし、ぜひとも国に積極的な意見を発信するべきと考えますが、市長のご見解を伺います。

次に、市立横手病院事業についてお尋ねします。

市長の所信でも取り上げられておりますが、増築に当たりスタッフの充実などソフト面の拡充をどう進めるかという質問です。

医療を取り巻く情勢が非常に厳しくなっている折、将来に向け多額の経費投入が予想される中で、なぜ増築するのかをいま一度確認する必要があると思います。市民のための優しい病院は、ドクターを初めスタッフが充実していなければ実現しません。私は、市民の期待にこたえる増築は大いに歓迎するものですが、ハード面とソフト面の条件整備について、予算問題も含め、病院全体の課題として市長はどう進めるお考えでしょうか。

最後に、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスについて、さきの9月議会に引き続いてお尋ねします。

平成20年度予算編成に当たって、少子化克服という喫緊の問題を解決するために、雇用問題をどう予算に盛り込むかという点での質問です。

雇用創出で若い世代の地元定着を図る、そして少子化を克服するというのが市長のお考えであると理

解します。私は、少し角度を変えて、横手市における15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口をふやすにはどうするかということテーマにして質問します。

子育て世代の若い親御さんたちはこの生産年齢にあるわけですが、子育てが終わった40代以降で生産年齢に当たる人たちには介護の問題が降りかかってくる。ですから、働きながら子育てや介護をするには、働きやすい職場イコール休みをとりやすい職場でなければなりません。特に女性の側に子育て、介護の比重が大きいという性別役割分担の社会が厳然としてありますから、途中で仕事をやめなければならぬ女性が多く、統計上、労働力不足の世の中ということをご承知のとおりです。たとえ「女は家庭に帰れ」と主張したい人がいたとしても、否応なく女性の労働力を引き出さざるを得ないわけですが、正職員が減少している状況のもとでは、配偶者へのいわゆる103万の壁があり、社会保険や税金の負担がない労働者が多くなるという実情で、担税力を大きくしない限り社会は成り立っていかない。横手市の税収も見通しが暗いという深刻な事態になります。そのことが大きな要因となって、国も県も市も男女共同参画社会の行動計画を策定し、次世代育成支援行動計画を策定したことは周知のとおりです。その経緯を踏まえ、働き方の見直しを進める施策として、9月議会では男女いきいき職場宣言で、県知事と協定書を交わした市内15の事業所を核にして広めていくというご答弁をいただきました。

では、具体的にどんな展開策で、そのためにどんな予算措置がとられているのかを伺います。

先ほど言及した県のいきいき職場宣言は、支店や支所も含めて従業員が30人以上の県内事業所が対象となっています。ただ横手市に限って言えば、市内約5,600の事業所のうち、30人以上はわずか200社で3.6%に過ぎないことから、先般、平鹿地域振興局で開催された行政と市民の意見交換でも、この30人以上という条件を削除すべきという意見も出ていました。これら30人以上の事業所がいきいき職場宣言をするのに課せられた条件はただ一つ、男女共同参画推進員を置くことだけです。そして選択条件として、女性の採用や登用、職場の拡大などで女性の能力の活用、育児介護休業制度の積極的な活用や、働き方の見直しなどが包括された事業主行動計画づくりが求められていますが、協定書を交わした市内15の事業所は、これらをクリアした先進企業と言えます。

しかし、宣言後の事業所に対する市のフォローについては明快なお答えをいただけませんでしたので、改めて伺います。

雇用問題の解決には男女共同参画社会を目指すことが不可欠ですが、市内先進事業所の取り組みをどう生かしていくのかはあいまいなままです。市当局が宣言した企業をかなめとしてワークライフバランスを展開する以上は、行政の窓口を明確にして、定期的に企業訪問や、相談活動をするための予算措置が必要と思われます。市長は、企業誘致のための企業訪問を精力的に実践されておられますが、その以前に、試行錯誤しながらも働きやすい職場をつくろうと懸命に努力しておられる市内5,600の企業について、経営者への意識啓発を主眼にした行政のリーダーシップが今こそ必要なのではないでしょうか。これらについて市長の積極的な答弁をお願いするものです。

以上で私の質問を終わります。

今、国も県も市町村も厳しい経済状況の中で、さまざまな制度改正や行政改革に取り組んではいるものの、市民の側から見れば理解できないことが多過ぎると言わざるを得ません。市長には、ぜひ市民の胸にすんと届く、わかりやすいお答えをお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の後期高齢者医療制度について5点お尋ねがございましたが、1点目につきましては担当部長からお答えをさせたいというふうに思います。

2点目の広域連合議会に臨む市長の見解についてということでございましたが、この議会、各市町村長が12名と、各市町村議会から12名の合計24名で構成されているのはご案内のとおりでございます、私も市長会推薦ということで、この議会の議員になっております。制度が発足したばかりでございますので、安定的な制度運営と財政の健全化に努めてまいるとともに、市民の皆様の声、議会の皆様方のご意見などをお伺いし、横手市の代表として、しっかりとその任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

この項の3点目の高齢障害者への対策について、この具体策については担当からお答えさせることといたしまして、4点目の保険料の減額免除、資格証明書発行における取り扱いについて、これにお答えを申し上げたいと思います。

初めに、保険料の減免についてのお尋ねであります。高齢者の医療の確保に関する法律第111条で、広域連合の条例で定めることによって減免する規定となっております。この規定に基づき県広域連合では、条例第18条において保険料の減免規定を設けております。減免規定は災害、障害、長期入院、失業などの事由で著しい損害や著しく収入が減少した場合に、広域連合長に対し申請する規定となっております。

ご承知のように、後期高齢者の保険料の賦課決定は広域連合の事務となっており、市町村は決定された保険料の徴収事務を担う制度となっておりますので、法定以外の減免規定の拡充については広域連合での議論になろうかと思いますが、今後の検討課題ではないかと考えておるところでございます。

次に、資格証明書の発行についてであります。ご案内のように、国民健康保険では老人保健受給者は除外規定となっております。しかし、後期高齢者医療制度においては一人一人が保険料を納付する制度となり、加入者間の負担の公平を図る観点から法律第54条に規定をされておるところであります。特別の事情のある方には交付しないなどの措置を講ずる規定となっておりますが、これまでの経緯から、資格証明書の交付に当たっては高齢者の置かれている状況などを十分に考慮して、慎重な取り扱いが必要と考えております。これらの考え方を広域連合に伝えて議論を深めてまいりたいと考えております。

この項の5つ目の広域連合運営への事務費負担分等々についてでございます。

この連合の負担金につきましては、ご指摘のとおり、19年度、2,100万円ほどの予算計上をしております。

ますが、今後、電算システム関係の分担金が追加される見込みでありますので、最終的には3,200万ほどの負担が見込まれております。本格的に制度開始となる平成20年度は、派遣職員の増員などにより事務費関係の分担金の増額が見込まれております。この件に関しましては、11月15日の全国市長会において、後期高齢者医療制度が円滑に施行されるよう必要な情報を早急に提供するとともに、十分な財政措置等を講ずること、特に市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修など、電算システム経費に対する十分な財政措置を講ずることが重点要望として決議され、国など関係機関に働きかけを行っております。これらの実現のため、私も広域連合議会において十分議論し、働きかけを強めてまいりたいと考えております。

大きな2つ目、市立横手病院についてお尋ねがございました。まず、なぜ増築するのかということからお答えを申し上げたいと思います。

大きな1つ目は、病院の院内が非常に狭隘になってきているということであります。現在の病院の改築事業が終了した平成4年度は、医師の数は12名でしたが、現在は32名になっており、加えて患者数の増加や医療内容の充実などにより医療スタッフもふえております。そのため、さまざまな工夫をして、外来診察室などを確保してまいりましたが、スペース的にはほとんど限界に来ている状況でございます。

理由の2つ目は、療養環境の整備充実を図るということであります。例えば、プライバシー確保を求める患者さんのニーズに対応するための個室の確保、6床室を解消して4床室への整備、外来診察室の確保などであります。

そして最後に、今後の医療への対応ということであります。現在持っております横手病院の得意とする部門を充実させ、専門性を発揮した医療の強化を図るということございまして、この場合においては消化器センターの設置や健診センターの拡充などを考えているところであります。

これら大きく3つの点から増築・改修事業が必要と考えておるところであります。

次に、この増築によりますスタッフの充実ということでございますが、基本的には、医師は別といたしましても、現在の職員数の中で対応することを原則としたいと考えております。

ご心配されているのは看護師の配置についてではないかと思います。これにつきましては増築・改修によって病棟の数を4から5にふやしたいと考えておりますが、病床数は個室の増や6床室の解消などにより現在よりも10%程度減少いたしますので、改めて増員をしなくとも現在の職員数で対応が可能であると見込んでおります。

ご質問では、ソフト面の拡充ということもございました。横手病院の基本理念の中に「心ふれあう人間味豊かな対応」という項目がございます。患者さんに対する対応のよしあしは選ばれる病院の一つの基準になるのではないかと考えております。常に患者さんの立場に立った対応ができるよう、研修などを行いながら、さらなる接遇の向上を図り、地域の人々に信頼される病院を目指してまいりますので、よろしく願いいたします。

大きな項の3番目、ワークライフバランスについてでございます。

仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスにつきましては、議員のご指摘のとおり、優秀な労働力確保のためにも働きやすい労働環境づくりが重要であると認識しております。しかし、労働環境問題については、働く人たちの問題であるとともに事業主の経営にもかかわる問題であることから、市の役割としては、事業主の皆様への意識啓発が重要と考えており、職場における男女共同参画を率先する県の男女いきいき職場宣言事業所の取り組みを全面的にバックアップしながら、宣言事業所の増加を図り、他事業所への波及効果を期待しているところであります。おかげさまで平成18年度までに県内77カ所のうち、当市では最多の15社がいきいき職場宣言事業所として知事と協定を結び、毎年行われるフォーラムなどに参加していただき、各種支援制度などの周知を図ってまいりましたが、宣言後の事業所に対するアフターフォローについては十分と言えない状況であります。このため、20年度においては市と県が連携して、男女いきいき職場宣言事業所内で任命している男女共同参画推進員との意見交換会を開催し、事業所が抱える各種問題点や要望を伺う機会にいたしたいと考えております。

また、市内事業所に対しては、引き続きさまざまな機会をとらえて各種支援制度の周知、啓蒙を図るとともに、企業訪問の際は意見交換をしながら働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 後期高齢者医療制度についての市民に対する周知徹底についてのご質問がございましたが、この新しい制度、高齢者の皆様に大変深くかかわる医療制度の改正でございますので、制度の内容、保険料等について十分に説明をいたしまして、不安のない形で新制度に移行できるよう周知に努めてまいりたいと思います。

これまで市民への周知につきましては、7月の国民健康保険の広報紙、それから市報9月15日号への掲載、または各地域局へのパンフレットの配置、ポスターの掲示、そして広域連合での医療機関へのポスターの掲示等も行いまして、市民への広報活動を行ってまいりました。

また、8月からの出前トークにおきましては、毎回、後期高齢者医療制度のパンフレットを配布させていただきまして、説明をさせていただいております。先般、保険料が決定されたことから、今月の15日発行の市報に制度の内容等、詳細に掲載いたしたいと思います。

今後は、こういうパンフレット等の周知にとどまらず、いろんな市民の皆様がお集まりになる会合等に出かけまして説明会を開催いたしまして、今後の周知に努めてまいりたいなというふうに思っております。

それから、高齢障害者への対策についてもご質問がございましたが、ご承知のように、老人保健制度と同様に、後期高齢者医療制度に加入する対象者につきましては、75歳以上の高齢者の方と、65歳以上74歳までの方で障害者として認定された方となっております。ただ、これまでの制度と異なりまして、高齢者一人一人の方が保険料を負担することになりますので、特にこれまで国保以外の被用者保険の被

扶養者であって、認定により加入者となっていた障害者の方々は、新たな保険料の負担と、一部自己負担金の関係で、どちらが負担が少なく済むかという選択肢がございます。既に現行の老人保健法におきまして認定されている方は、特段申請等の必要はなく、広域連合からの認定を受けたというふうになす規定がございます。ただし、申し出によりまして後期高齢者医療制度に加入しないことも可能となります。

これらの関係についてのご相談につきましては、所得の状況、医療機関への受診状況等を聞き取りしながら、福祉医療制度等の関連もでございますので、適宜、個々の状況に応じまして保険料等の試算を行いながら相談に乗ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 1番立身万千子議員。

○1番（立身万千子議員） 答弁ありがとうございます。

今のご答弁の中で市立横手病院の事業について申し上げますと、やはり心配しているのは、箱物ができても、スタッフがきちんと充足しなければ市民のニーズにはこたえられないのではないかということ、とにかく今、自治体病院がどんどん閉鎖・統合されている中で、これだけ頑張っているところというのは本当に全国的に珍しいと私は思うんですが、ということは結局、パートさん、嘱託さん、それから全部の職種の人たちが一丸となって企業努力をしてきたからこそこうなっているのであって、今、増築に当たって、これから先、医療制度というのは改正にはならない、改悪であるということは、もうどなたもご存じだと思います。そういう中で、結局そこに挑んでいくわけですから、非常に市民は心配しているわけです。何とか箱物はできたとしても、今、10%削減になるので現在の職員で間に合うだろうというお答えでしたけれども、今現在でも、具体的に言えば、夜勤なんかは正職員の看護師さんでなければいけないということで、結局、年休は1日もとれない。ぐあいが悪くても行かなくてはいけないというような事態が発生している。これを何とかしてほしいというのが切実に、看護師さんの家族からも出ています。

そういう意味で、看護師さんだけでなく、1人ドクターがふえれば、医療を取り巻くスタッフというのはまたふえなくてはいけないというわけですから、その辺をどうか具体的に充足を、あと10%減で現在でいいのだということではなくて、もっと考えていただきたいということ。

あと、ソフト面の充実というのは、もう一つスタッフ同士のコミュニケーションを保障するシステム構築と難しく言うんですが、結局、民主的にいろんな立場の人が自分の意見を反映できる、発言できるというシステムがなければだめなんじゃないか。また言いますが、上位下達の病院経営ではだめなんじゃないかということも言いたかったわけで、詳細は委員会でもたいろいろお尋ねすることにいたします。

後期高齢者医療制度についてですけれども、今、医師会は、ことしの3月に全国レベルでは既に反対を表明していますね。ですが現在、地元の医師会、それからこの地元の老人クラブ連合会では、制度の中止と撤回を求める請願を国会に向けて、今署名運動をしています。ですから、この切実な市民の声というのは知れば知るほど切実になってくるわけですね。今、周知徹底をいろんな会合に出向いてやっ

てくださるというお答えでしたけれども、そのかなめになるのは、やはり今、いきいきサロンとかいろいろありますが、社会福祉協議会との連携をどうスムーズにしていくかということだと思っております。いろいろ末端で聞いておりますと、いきいきサロンをベースにして健康の駅、小規模駅を開拓していきたいという市の方針と、社会福祉協議会の受けとめ方が必ずしもスムーズにいていないということがちょっと聞かれます。そういう意味で、これから社協と広域高齢者医療制度の周知についてどう具体的にやっていくのかということをもう一回お願いします。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 先ほども申しましたように、市民の皆様方、特に高齢者の方々がお集まりになる場所に私どもが赴きまして、出前トークと同じような形で、この後期高齢者医療制度について詳しくご説明を申し上げたいというふうに思っております。今、議員からいきいきサロンのお話が出ましたんですけれども、どういう趣旨でこれが出てきたのかちょっとわかりませんが、もちろんこういう場におきましても説明をしていく必要があるのではないかなと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 立身議員。

○1番(立身万千子議員) 詳しいことは委員会で申し上げたいと思いますが、要は、社協が主催している場に市の方の担当者が行って時間をいただいて説明するというのではなくて、社会福祉協議会の方々が対象としていらっしゃる方はもうほとんどこの年齢なわけですから、そこで協議をした上で、両者でそこに向かっていくというやり方をしなければ間に合わないのではないかという意味だったので、これはまた後で、あさってからやりたいと思いますが。

ワークライフバランスについてのお答えを今いただきました。事業主の意識啓発ということの主眼に置かれるということは、本当にこれしかないとも思いますのでお願いしたいのですが、ただ、その具体策についてです。15の事業所、全県でとても多かったと。そういう意識的な事業所が横手市にはある。それを全面的にバックアップしていくというところで、じゃ具体的にその男女共同参画推進委員さんの意見交換をしていくというふうに今おっしゃいましたが、私、県の男女共同参画課での事業とか、あと、秋田県北・中央・県南男女共同参画センターの事業とか、それも市でやっている事業の一端ですけども、いろいろ推進員の関係から私にはすべてお知らせが届きます。それは単発では意見交換なり、そういうのはありますが、事業所内での調整を図るための系統的な研修というような取り組み、系統的・持続的というような取り組みはちょっと見受けられないんです。それでは事業所で担当になった推進員、この人が孤立しないようにという配慮が足りているのだろうかということが懸念されるわけです。

ですから、例えば職場での推進員の権限を重要視するように経営者向きの研修をやってくださるということですが、1回では無理です。繰り返し、繰り返し企画していくなどの意識啓発をしない限り、業務時間内の出張研修に担当する推進員が出席できるのを快諾するという経営者というのはなかなか出て

こないであろうと推測されます。そういう意味で、企業経営者に対してのワークライフバランス必要論、これをシリーズで研修する企画などを市と商工会や青年会議所、勤労者互助会、そういうところと連携をとって実施する、そして社会保険労務士の方々にコンサルティングを依頼するという具体的な施策を市長は実施するお考えがあるでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 さまざまなお話を推進員の方からお聞きして、お聞きするという事は、一応悩みをお聞きすることになるのかなと思います。その悩みの中に、今、議員ご指摘のような職場内で浮いた存在にならないような問題だとか、あるいは効果を高めるために継続的にやるだとか、あるいはほかの団体との連携だとか、いろんなお話が多分出てくるのではないかなと思います。そういう話を受けた中で、やはり効果を上げるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） どうかその精神で進めていただきたいというふうに思うのですが、このお答えは、たしか去年も同じようにいただいたと思うんです。でも実際は進展したかという、なかなかそういう成果は私は見られません。去る11月17日ですが、お隣の大仙市で男女共同参画都市宣言というのがありました。その記念シンポジウムで、「仕事と生活の調和を図れない企業には将来がない」とはっきりと言われたのは、全国でも優良事業所のカミテ製作所の社長さんでした。9月議会でも私申し上げたんですが、介護休暇というのは、突然家族が倒れる、だから必要になるものであり、だから育児休業みたいにきちっと予定が立てやすいものからまず練習として取り組んでいかななくては、休みを保証しながら生産性を上げていくなどということはもう不可能です。ですから、企業の存亡にかかわる重要なことだという認識を企業トップに持ってもらうなければ、横手市の発展もないというくらい、やはり強く意思統一しなければ事態は進展しないんじゃないかと思うんです。

中小企業の経営者さんは、休む人の分を補てんするための人材とそのお金、給与が壁だというふうに言っていますよね。その費用の負担というのは、県の奨励金支給とか、21世紀職業財団のいろんな助成金を活用すれば可能であるということ、やはり行政が具体的にコーディネートする必要があるというふうに今までも主張してきましたけれども、ちょうど去年の今ごろ策定してもらった横手市男女共同参画の行動計画では、そこを商工労働課が担当すると記されています。実際、21世紀職業財団では、秋田市の事務所から全県の各事業所を訪問してくれていますね。それでもなかなか実践に踏み出せないでいる企業というのは、いろいろ話を聞いてきました、やはりトップの意識がハードルになっていました。そこに行政の出番があると思うのですが、企業のトップに対しては商工労働課の担当者が一生懸命言っても、やはり行政のトップの裁量が問われるわけです。ですから、市長が号令をかけてやっていかなければいけないというふうに思われます。

何回も言いますが、市長はそこをどう受けとめていらっしゃるでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私も、過去に社員50人の会社の社長をやったことがありますので、おっしゃるようなことは非常によくわかるつもりであります。わかるという意味は、大変な話だということがわかるという意味であります。簡単にはいかない、それぞれの企業が抱える今日的な課題が山ほどあるというふうなところで、規模が小さくなればなるほどそういうのはあることも承知しています。しかし、それと同時に、これからの生産年齢人口が減少する中で、ますます、そして企業が企業誘致を進める中で、雇用の減少が地元企業に回る人材が減ることが明らかであります。こういう事態を理解してもらう必要性、もちろん先刻承知だと言われるかもしれないけれども、そういう努力はやはりしなければいけないと思います。

ご指摘があったところでもありますけれども、商工労働課、地元の企業さんを所管する部署でありますけれども、ここの連携がやはりちょっと弱かったなという反省をいたしております。それとまた、私自身が取り組むべき点はどこなのかということの整理が私自身できていなかったという反省をいたしております。その点を男女共同参画担当セクションと商工労働との協議の中で、私のやるべきことも含めて相談し、実践してまいりたいと思います。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番(立身万千子議員) きのうから企業誘致のことについて話題になっておりますので、そこについてちょっと質問しますが、当然のことながら、横手商工会議所には誘致企業も加入していますね。今、経済誌なんかを見れば、大企業は海外進出をやめて日本の地方自治体に工場進出をシフトしてきています。それは、やはり横手もそうですが、工業団地など低価格の土地を提供すると。あと、松下とか、トヨタとか、今摘発されているように偽装請負とか派遣などで賃金を外国並みにどんと下げてやる必要はないということ。外国で働かせるような賃金で日本で働かせられるというふうな判断になってきているのと、危険を冒してまで外国に行って、そして外国の高い税金を払ってまで進出する必要はないというので、今、全国的には地方自治体の行政は30年、40年ぐらい前に戻って大企業誘致型になっているのが特徴だというのは、もうとっくにご存じだと思います。

例えば卸団地のコールセンターなど、いろんな誘致企業が横手にもありますけれども、そこで今企業誘致ということ言ってみても、幾ら働いても月7万円にしかならない、そういうシフトに組まれてしまっている。なので、雇用はあります。しかし定着しません。それは、その労働者がわがままだからという人がいますが、7万円、8万円、10万円以下の給料しかもらわない、そういう企業が来たとしても、そこで生きていけるのはパラサイトシングルとかでなければいけない。そこできちっと結婚して、子供を持つ、そして働くというふうになれば、やはりダブルワーク、トリプルワークにならなければいけないということになる、非常に深刻な状況があるということをややはり私たち押さえなくてはいけないと思うんです。

きのう市長が言われた、来年度に配属する予定の企業誘致専門員という言葉がありました。その方はこういう情報も収集することとは思いますが、同じ誘致企業として、やはり小坂町のカミテ製作

所も出発したわけです。今や確実に業績を伸ばして、働きやすい、休みやすい優良事業として表彰されるに至ったそのプロセスもその専門員は把握して、これから先仕事をされると思いますが、その他農工制度などの導入で企業と労働者が安定して、そして持続していかなければ少子化は克服はできないというところで、その企業誘致専門員を設置するとするならば、そこまでの職務の中身、専門員の仕事内容というのは具体的にどういうものなのかというのを教えてください。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 誘致専門員は自動車関連メーカーさんにさまざまなパイプを持つ方というふうなことを想定いたしております。企業の部品メーカーさんの誘致の情報収集、あるいは進出への働きかけの強力な助っ人というふうな位置づけで考えているところでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） その自動車関連メーカーさんを主眼に考えておられるということは、きのうからもわかりました。その自動車関連メーカーの世界のトヨタ、空前の黒字を上げましたが、その下には派遣、偽装請負、そういう大変な労働者がいるということも事実です。企業をせっかくいろんな優遇をして横手市に誘致してくる努力はされていますし、したとしても、これから先、雇用が安定して定着していけるようにということを考えていかなければ、これは解決にはならないということをどうか心にとめおいていただきたいと思います。

最後、1つだけ質問しますが、県の子育て教育将来ビジョンの見直し案についてです。

今いろいろバウチャー制度の見直しとかさまざま出てきました。きのうのテレビでも、どうしても知事は、森林税に引き続き新たな税金を徴収することを主張しておりますけれども、子供さんの医療費についてだけ伺いたいのですが、小学校3年生まで無料にするというふうに打ち出しました。そうすると、やはり横手市の持ち出しもそれに伴ってあるわけですが、市長は横手市として医療費の無料化の年齢の延長をする方針をお持ちかどうかを伺います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 前の議会でも何回かしゃべったことがあると思いますが、県の方針については、我々と十分政策的な調整を図ったものではなくて、我々も大変苦慮しているところでございます。願わくば、我々と相当の調整をした中でそういう制度ができることを望むところでございます。その中で、我々における子供さん方に対する医療の調整がどうあるべきかということは考えていかなければならない、そのように思う次第でございます。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） わかりました。

質問を2つしてしまったので申しわけなかったと思いますが、県の施策に対する市長のお考えは今把握いたしました。

もう一つ、市長として横手市の子供たちに対し、今、全国的には小学校卒業まで無料にしてくださいという運動がずっとなされているわけですが、子供さんの医療費、今就学前まで所得なしでやっ
ていただいておりますが、それを延長するというお気持ちは、市長はおありかどうかを伺って、終わ
ります。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 我々にとっては相当の決断を要する話でございますので、まだ具体的にそれにどう
対応するかという議論を内部的にもいたす段階に至っておりません。これからの内部の検討を、どのよ
うなお答えになるかは別にいたしましても検討しなければいけないのかなど。ほかの動きを見ながら検
討してまいりたいと思います。

○田中敏雄 議長 これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間を30分後の25分ぐらいにしたいと思います。

午後 2時53分 休 憩

午後 3時35分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第34号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第2、報告第34号専決処分について報告を求めます。

福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 報告第34号専決処分についてご報告申し上げます。

2ページをお開き願います。

本市職員による車両事故について、被害者との和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第
1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

事故発生日時ですが、平成19年9月21日、午前11時15分ごろ。

事故発生場所、横手市大雄字八柏地内でございます。

被害者につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、上記日時、場所におきまして、本市福祉環境部国保市民課職員が進行方向前方の
市道に駐車していた他車を追い越すために車線変更した際、対向走行してきた被害者の車両と接触し破
損させたものでございます。

損害賠償額は1万7,089円でございます。

過失割合は、市側が70%、相手側が30%となっております。

損害の補てんにつきましては、全額、全国市有物件災害共済会で対応いたすこととなります。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第34号の報告を終わります。

◎議案第177号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第3、議案第177号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第177号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づきまして議会の議決を得ようとするものであります。

契約の内容であります。名称、学校用パーソナルコンピュータ及びアプリケーション758台の納入であります。

契約方法は指名競争入札。

指名いたしました業者は、市内のパソコン関係の納入実績のある10社を指名して行いましたが、そのうち5社が辞退されまして、5社による入札によって行われました。

購入金額は6,563万3,400円であります。

購入の相手方は、横手市卸町2番2号、株式会社渡敬であります。

納入場所は、市内の対象各小・中学校となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第178号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第4、議案第178号平成19年度横手市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第178号平成19年度横手市一般会計補正予算（第

7号)についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,891万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ488億5,885万1,000円に改めようとするものでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、5ページの方をお願いいたします。

第2表繰越明許費のとおり大森小学校統合事業について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を4億6,132万9,000円に定めようとするものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第3表のとおり、地域情報通信基盤整備推進事業を追加しようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきましては、歳出の方からご説明したいと思います。

今回の補正は、さきの臨時議会で議決をいただきました職員の給与に関する条例の改正などにより、若年層の給料の引き上げ、あるいは扶養手当の改正、期末手当の減額、また人事異動などによる人件費の組み替えが主なものでございます。

人件費の調整以外の部分についてご説明申し上げたいと思いますので、11ページの方をお願い申し上げます。

2款総務費でございます。1項10目電算情報管理費にネットワーク構築事業費といたしまして4億1,240万9,000円を計上してございます。これは福田内閣で進めております平成19年度地方再生モデルプロジェクトの対象事業でありまして、平成20年度に予定しておりました事業を前倒して実施しようとするものでございます。

この事業の中身でございますが、市内の地域情報格差を是正するために大森町と雄物川町の西部の地域の方に光ファイバーを敷設し、これを通信事業者の方に貸し出してブロードバンド利用環境を整備しようとするものでございます。

また、地デジ放送開始に伴いますテレビ難視聴を解消するための約10カ所の共聴施設を整備しようとするものでございます。

次に、ちょっと飛びますが20ページの方をお願いいたします。

13款諸支出金でございます。2項1目財政調整基金費に8,477万円を計上してございます。これは人件費の減額分を財政調整基金として積み立てようとするものでございます。

次に、歳入でございます。

戻りまして8ページの方をお願いいたします。

地域情報通信基盤整備推進事業に特定財源といたしまして国庫支出金及び市債を充当して収支の均衡を図ってございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第179号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第5、議案第179号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第179号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

今回の特別会計の補正は、先ほど一般会計で財務部長が申し上げておりましたけれども、職員の給与に関する条例等の改正がございまして、1款総務費、2款サービス事業費合わせまして367万6,000円を減額いたしまして、これを予備費で均衡を図ろうとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第180号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第6、議案第180号平成19年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第180号平成19年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページ、第1条では、歳入歳出の総額からそれぞれ1,413万1,000円を減額いたしまして、補正後の総額を18億1,758万6,000円に改めようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

これも前の議案と同様でございまして、職員の給与費の減額に伴いまして予算を減額しようとするものでございます。

歳入の関係でございすけれども、この特別会計には事務費の関係として1億7,853万6,000円ほど一般会計から繰り入れていただいておりますけれども、この繰入金を減額いたしまして、歳出との調整を図ろうとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第181号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第7、議案第181号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第181号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万9,000円を追加しまして、補正後の総額をそれぞれ8億1,068万5,000円とするものでございます。

6ページをお開きお願いいたします。

今回の補正は、これも職員の給与等に関する条例の一部改正並びに人事異動に伴います人件費関係の補正となっております。

1項施設経営費、雄川荘あるいはさくら荘、ゆっふる、それからえがおの丘、この4施設トータルで239万2,000円の追加補正となっております。それぞれの施設の内訳は節のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

歳入ですけれども、一般会計からの繰入金270万9,000円をもって収支の均衡を図ったものでございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎請願・陳情の委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第8、請願・陳情であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明12月12日から12月20日までの9日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明12月12日から12月20日までの9日間休会することに決定いたしました。

12月21日は午後から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時49分 散 会

